九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

言語権の憲法学的考察(二・完)： カナダ憲法判例を素材に

栗田, 佳泰
九州大学大学院法学府

https://doi.org/10.15017/10973

出版情報：九大法学. 88, pp.308-251, 2004-09-15. Kyudai Hogakkai
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

言語権の憲法学的考察（二・完）

～カナダ憲法判例を素材に～

栗　田　佳　泰

一　はじめに

二　「言語権」の性格

（以上、九大法学第87号）

三　カナダ憲法上の言語権
　1　分析の視座
　　(1)　本稿の考察対象
　　(2)　分析の視座
　2　言語立法権限―事実上の集団的言語権
　　(1)　立法権限の所在
　　(2)「表現の自由」との関係
　3　英仏両言語共同体の集団的言語権
　　(1)　公用語への権利
　　(2)　教育用語への権利

四　結語
　1　憲法に言語権規定をおく意味
　2　日本への応用可能性

（以上、本号）

三　カナダ憲法上の言語権

1　分析の視座

(1)　本稿の考察対象

前章までに述べたように、言語権は、その主体によって、個人が有する「個人的言語権」と言語共同体が有する「集団的言語権」に大別することができる。

個人的言語権は、何人も享有し、その内容は普遍的である。これは、伝統的・個人的人権から導出されるものと考えることができる。例えば、言語使用の自由は、表現の自由の一側面であるといえよう。多言語を容認する社会において、人権のこのような側面は、強調されるべきである。そして、国際法文書中の言語権規定が、自由権の一側面を確認してきたのみであると評価されるのに対し、近時、マイノリティ権利宣言にみられるように、国家に少数派言語集団への何らかの支援義務を抽象的にではあるが肯定しようとする動きがある。これは、こうした個人的言語権を自由権の一側面としてだけでなく、多言語を容認する現代の社会事情に応じたある種の社会権として積極的に肯定するものとして評価できる。一つの国家内において複数の言語の存在を容認する言語多元主義は、特定の言語に対する支援ではなく、不特定の言語に対する一般的な保護を導く。このような言語権は、日本国憲法下においても既に認められていると考えられる。具体的な内容は、様々なものが考えられる以上、新しい人権であると把握することも可能だが、他の人権、例えば日本における生存権規定などから導出することも可能であろう(多元的言語権)。

しかし、このような伝統的・個人的人権が個人に保障するところのみによっては、言語の維持・再生産は不可能であり、少数派言語共同体には実質的には消滅する道しかない。また、国家に、言語共同体への何らかの支援を義務付けたとして、それを人権から導く以上は、一定の要件

を満たすようなすべての言語共同体にそうした支援をしなければならず、特定の言語共同体に的を絞った対処はなし得ない。少数先住民族や、特殊な歴史的背景を有する他の言語共同体は、当然、移民や他の外国人労働者の言語の取り扱いとは別個の、より充実した内容の言語権を主張するだろう[(1)]。そうした言語共同体は、自らの意思で少数派となったわけではなく、多くの場合、多数派言語共同体の不公正な同化政策によってそのような窮地に追い込まれたのである。そこで、彼らに対してはより根本的かつ実効的な保障が正当化され、その必要性が説かれることになる。そのようなものとして、集団的言語権という概念が登場する。集団的言語権は、享有主体が特定の言語共同体（集団）であり、集団毎に差異化された内容を有するため、国家の前には同質の個人しか観念し得ないとする伝統的・個人的人権との関係で緊張をはらむとされる[(2)]。このような経緯を踏まえれば、まず議論の焦点となるのは、特定の言語共同体の保持すべき集団的言語権であるといえる。

ここで、混乱を避けるために、今後、具体的な議論を積み重ねるべきもう一つの焦点として存在する「多元的言語権」との異同について述べておかねばならない。というのも、両者はどちらも多言語状況を社会的背景として主張される独自の内容を持った言語権であり、混同されやすいからである。

「集団的言語権」と「多元的言語権」との間に共通する点は、両者とも個人のアイデンティティ・世界観を構成するという言語固有の価値の普遍性を認め、言語の維持・再生産をすべきであるとの認識に基づくということである。そこでは、言語は着脱可能な道具ではない。多数派言語共同体への同化は個人のアイデンティティとの間に葛藤を生じないものとして無条件に肯定されるなどといった単一言語主義的な思考は、排除される。異なる点としては、前者が歴史的背景あるいは特殊事情（例えば、領土の返還による他民族集団の流入など）から、「特定の言語共同体」が、一国内において不公正な立場におかれないようにするための

ものであるのに対して、後者は、「すべての言語共同体に属する個人」を言語的差異を尊重しつつ主流派社会に統合するような積極的な言語政策を求めるものであるという点が挙げられる。さらに、主体が特定の言語共同体であるか否かということだけでなく、その内容の範囲（前者に比して、後者は言語に関する立法権限までも要求し得る）においても異なる。

本稿の考察対象は、集団的言語権である。多元的言語権についても考究すべきだが、それには、基盤となっている伝統的・個人主義的な人権概念の具体的な解釈と、諸言語立法について精査する必要があり、本稿の任を超える。本稿では、それらについては、必要な範囲で適宜触れるにとどめる。

なお、本稿は、「近代個人主義に基づく人権思想」と「先住民族等の集団的権利を並存させている」国家、カナダにおける憲法典中の言語権を考察対象とする[(3)]。

(2)　分析の視座

集団的言語権の内容は、様々なものが考えられる。中でも主たるものとして、以下のものを挙げることができる。

①　先住民族自治領域における政府など、政府の多数派が特定の言語共同体と一致するような、いわば「言語共同体政府」への言語立法権限付与規定

②　公用語としての地位規定

③　言語教育・教育用語としての地位規定

④　国家の財政的支援義務規定[(4)]

これらは、主体である言語共同体の置かれている個別的・具体的な状況に応じた形で決まると考えられる[(5)]。

まず、①について。一度①を得れば、その言語共同体は、公用語として自らの言語を認めることが可能である。さらに、公用語であるとされ

れば、公用語教育という形で教育を行うことができるので、言語教育及び教育用語として特定されなくても、言語の維持・再生産が可能になる。また、言語立法権限を持つ以上、その他の言語支援策に公金を支出することも容易である。したがって、①は、②～④までを包括し得る、最も強力な形態の集団的言語権であるといえる。

そして①は、特定の言語共同体によって構成される政府に与えられる。そのような政府は、その言語共同体が多数派となるような地域に歴史的背景を伴って現出するほか（カナダのケベック州）、特定の言語共同体が政府の多数派を占めるように自治体を創設する（カナダのヌナブト準州）ことによって現出する。政府の多数派と特定の言語共同体が一致する限りにおいて、その言語共同体は、最も強力な形態の集団的言語権である①を保有するのである。しかし、そのためには、政府を構成し得る程の勢力と地域的な集住が必要である。逆に、「連邦」あるいは「州」がそうした権限を有している場合、その「連邦」あるいは「州」を構成している多数派言語共同体が事実上の集団的言語権を有していると言い得る。他の言語の地位を定める法がない場合は、一旦多数派を占めた言語共同体のみが事実上、その構成員の再生産に従事するのである。したがって、事実上の言語共同体政府の有する言語立法権限もまた①であると評価できる。

次に、②について。使用範囲が限られた場合、どのような言語であっても、弱体化を余儀なくされる。日常生活に占める公の役割が増大する今日、公的な空間において使用される—公用語である—ということは、言語の維持・再生産のために枢要である。カナダ憲法典中に存在する言語権規定のほとんどが、この種のものである。

最後に、③について。教育の具体的な内容は、各種の立法に委ねられようが、教育分野の集団的言語権は、どのような場合に、特定の言語共同体の言語の維持・再生産のために政府がその言語教育を行わなければならないかを、憲法上の権利として規定し、その限りで立法者を拘束す

る意図を持つものである。カナダ憲法典中においては、1982年憲章23条が少数派言語教育権として、英仏両言語の地位の平等の確保を図っている。④については、以上のどれもが認められない場合に、多元的言語権とは違って、主体である言語共同体を特定して付与される財政的支援である。これを直接に規定した条文は、カナダ憲法典中には見当たらないが、1982年憲章35条が先住民族の包括的な先住権を保障するので、それに内包されると考えられている。(6)

カナダの集団的言語権をみるにあたって、その背景となっている特徴を述べる。カナダの司法制度は、すべての裁判所が違憲審査権を行使する点などでアメリカに近似し、かつすべての裁判所は、連邦法・州法双方の合憲性を審査することができる。また、政府が裁判所に対して意見を求める照会制度や、連邦法または州法の合憲性が争われる場合の法務総裁(attorney general)の訴訟参加制度など、法令の違憲審査のための独特の制度を有している。(7) 言語問題を調整するために憲法典中に言語権規定を挿入したカナダは、アメリカとは異なるアプローチで、多言語社会の統合を図っている。先に紹介した諸制度は、それにかなりの寄与をしている。実際、これからみるカナダ最高裁判例の中には、法務総裁を相手取り州法の違憲宣言判決を求めた訴訟や、照会制度を利用したものが多い。集団的言語権は、客観法としての形式を有する場合が多く、その保障に以上の制度が役立っているものと考えられる。

フランス語話者は、ケベックを除くカナダのすべての州で少数派を構成し、英語話者はケベック州においてのみ少数派を構成する。フランス語話者がカナダ全体において少数派なのは、今に始まったことではない。連邦成立以前からカナダにおいては、多数派英語共同体による少数派フランス語共同体の同化が見込まれていた。(8) しかし、実際には、成功するどころか、フランス語の維持・再生産の要求はむしろ高まっている。それは、言語権規定が1867年憲法法においては133条のみであったのに対し、1982年憲章16条ないし23条に拡大したことからも端的に分かる。こ

のように英語とフランス語に対してカナダの創設者の言語として憲法上突出した地位が与えられている一方で、そうした創設者よりも以前からそこに長く住んでいた先住民族、ならびに連邦結成後に到着し彼らのもともとの言語を使い続けている移民集団にとっても、言語は重大なものであると認められていることにも留意しなければならない。(9)

このような背景のもと、カナダでは、集団的言語権がどのように取り扱われているのか、あるいは他の権利との関係について、次節よりみていく。

2　言語立法権限―事実上の集団的言語権

(1)　立法権限の所在

カナダは連邦国家であり、連邦と州は同等の地位を有するとされる。(10) カナダにおいて、言語は、連邦と州の二つのレベルに配分された1867年憲法法が列挙する権限の「立法事項群（class of subjects）」の一つではない。すなわち、言語が独立した「立法事項」として、連邦あるいは州のどちらかの権限に排他的に属するわけではない。

しかし、言語は、列挙された「立法事項」の中の「事柄（matter）」の一つであると解釈することは可能であり、これについてかつて二つの見解が存在した。すなわち、1867年憲法法92条13号「州の財産権および私権」に含まれるとする見解と、1867年憲法法の規定する「立法事項群」の外にあり、それゆえに1867年憲法法91条序文「平和、秩序、および正しい統治（peace, order, and good government of Canada）」から導出されるとする見解である。(11) 前者は、州の立法府が言語に関する立法権限を有することを意味する。後者は、連邦政府が言語に関する立法権限を有することを意味する。仮にどちらかの見解が正しいとされた場合、およそ言語に関する立法権限は、連邦あるいは州のどちらかに排他的に所在するということとなった。

しかし、最高裁判例上、これらの二つの見解は、どちらも容れられなかった。ディバイン対ケベック事件及びボラック事件において、言語は、独立した「事柄」ではないと判示されたのである。[12] これらの最高裁判例によれば、単一あるいは複数の特定の言語を、一定の状況下で使用すべきことあるいは使用するように努めることを規定するような法律は、言語に関する法として包括的な立法権限に服するのではなくて、組織あるいは活動に関する法律に付随するものとして、1867年憲法法の規定する連邦と州の権限配分に応じて定立される。[13]

言語に関する法律の合憲性について疑義が提起された場合、裁判所は、その法律が連邦あるいは州のどのような権限に付随するのかを明示することになる。具体的には、以下のように判示された。まず、カナダ連邦政府および議会において英語とフランス語をカナダの公用語とする「連邦公用語法」は、1867年憲法法91条序文「平和、秩序、および正しい統治」[14]から導出される権限に基づくものである。[15] また、カナダ連邦裁判所において英仏両言語を承認する条項は、連邦裁判所に関する連邦の権限(1867年憲法法101条)によって効力が与えられるものとされた。州裁判所における刑事手続に使用される言語に関する条項は、刑法手続に関する連邦権限(1867年憲法法91条27号)に基づくものであるとされた。「ニューブランズウィック公用語法」の同州の裁判所における英仏両言語の使用を規定する条項は、司法行政に関する州権限(1867年憲法法92条14号)に基づくものであるされた。[16] なお、現在では、これら二つの公用語法と同内容の規定が、1982年憲章16条ないし20条において憲法上の地位を得ている。[17]

ところで、1867年憲法法は、連邦権限と州権限に属する項目を列挙し、残余の部分については、それが「国家的関心事(national concern)」として1867年憲法法91条序文「平和、秩序、および正しい統治」から導かれる場合、連邦権限に属するとしている。したがって、言語がこれに当てはまる場合、言語に関して広範な範囲の立法権限が連邦に属すること

になる可能性がある。しかしカナダ最高裁判所は、「平和、秩序、および正しい統治」より導かれる権限を比較的狭い特殊な立法の問題に限定すべきであるとしている[18]。言語がそれに含まれるかについてカナダ最高裁判所の立場は明らかではないが、一般に、言語はそこに入るにはあまりに広範囲に渡る問題であると考えられている[19]。したがって、今のところ、連邦あるいは州のどちらかに、言語に関する立法権限が排他的に所在することはないものと思われる。

言語のような重要問題が、1867年憲法法に列挙された「立法事項群」の一つではなく、また「事柄」でさえないことは、一見、カナダの言語問題に対する無関心をあらわしているように見えるかもしれない。しかし、言語に関するすべての権限を連邦・州政府のどちらかに与えないということは、間接的に少数派言語共同体の権利保護に資すると考えられている[20]。例えば、ケベック州は、フランス語を州の公用語とする立法を行っても、連邦議会の立法管轄内の執行機関にその法を適用することはできないのである。仮に言語が独立した項目として連邦あるいは州のどちらかに属するということになった場合、連邦と州との間に熾烈な対立を生む火種となることは想像に難くない。連邦がそのような立法権限を排他的に有するとされた場合、連邦レベルでは多数派である英語使用者が、少数派であるフランス語使用者を同化することは容易である。また、州がそのような立法権限を排他的に有するとされた場合、英仏両言語のうち、州内の少数派言語使用者は、自らの使用する言語で公的機関にアクセスすることが困難になる。

もっとも、実際には、憲法典中に英仏両言語の公用語としての地位規定をおくことによって、そうした不都合は調整されている。すなわち、こうした言語立法権限には、以下にみるように、憲法上の公用語の地位規定や、憲法上及び法律上の人権規定による限界が存在するのである。

(2)「表現の自由」との関係

言語共同体政府が言語立法権限を有する場合としてもっとも適切な例は、カナダ・ケベック州であろう。

よく知られているように、ケベック州は、連邦全体のレベルでは英語使用者を多数派とするカナダにおいて、州レベルではフランス語共同体が多数派となる州である。ケベック州において、フランス語は、州の重要なアイデンティティである。その維持・再生産のために、最も有効な方法は、単一言語主義をとること、であろう。すなわち、フランス語を州の公用語と定め、それ以外の言語の使用を、一定の場合に禁止する法の定立といった手段の採用である。実際、そのような試みが、「ケベックフランス語憲章」という州法の定立によってなされた。

そして、奇しくも同年に判決の下されたフォード対ケベック法務総裁事件及びディバイン対ケベック法務総裁事件において、ケベックフランス語憲章の条項のいくつかは、「表現の自由」との抵触を理由に、違憲無効の判決を受けることになる。連邦法あるいは州法の合憲性が争われる事件では、連邦あるいは州を代表して各々の法務総裁が訴訟当事者として参加する。そこで下された法律に対する違憲判決は、一般的効力を有し得るとされている[21]。したがって、これらの判決において無効とされたケベックフランス語憲章の条文は、客観的に無効である。

いわゆる集団的権利が特定の集団に認められた場合、その集団の構成員に対する統制権と構成員の人権との優劣が問題となるが、この点に関しカナダ最高裁判所は一定の衡量を行っているように思われる。

カナダの憲法上、商事(あるいは私的な)場面における英語あるいはフランス語の使用を保障するような言語権(language rights)は存在しない[22]。しかし、法律によって課される言語使用強制は、1982年権章2条の「表現の自由」や、各州におかれる人権憲章中の「表現の自由」に抵触し得る[23]。フォード対ケベック法務総裁事件において、カナダ最高裁判所は、「言語は、表現の形式と内容に緊密に関わるので、もしある者が

その選択した言語を使用することが禁じられるのであれば、言語という手段による表現の真の自由はあり得ない。また、言語は、単に表現の媒体であるだけではない。それは、表現の意味内容に色彩をもたらす。それは、人々の文化的アイデンティティを表現する手段でもある。さらに、それは個人的アイデンティティと個人であるという感覚（sense of individuality）を表現する手段である。『表現の自由』の理解には、自己の選択した言語で自己を表現する自由が含まれる[24]」と判示した。カナダ最高裁判所が、言語に固有の普遍的な価値を承認した文章として興味深いが、こうした「表現の自由」の理解は、言語の使用を何らかの形で強制する法との間で問題となる。

本件の場合、ケベックフランス語憲章58条及び69条は商標、掲示物及び商事広告などをフランス語のみによって記述しなければならないと定めていた。これらの条文は、以上の「表現の自由」に抵触するものと判示された。そして、それがケベック州法であるケベック権利自由憲章９条の１及び連邦憲法である1982年憲章１条によって合理的な権利制限であるとして「正当化（justify）」されるかどうかが問題となった。正当化されるのであれば、違憲無効ということにはならない。本件では、ケベックフランス語憲章が以上の「表現の自由」をいかなる理由において制限するのか、そしてそれは正当化されるのかどうかカナダ最高裁判所により審査された。カナダ最高裁判所は1969年の二言語二文化主義に関する王立諮問委員会報告から始まる諸々の資料を考慮した結果などから、ケベックにおけるフランス語の地位向上、フランス語の維持のための危急かつ実質的な関心への応答であるケベックフランス語憲章の立法目的の重要性を認めた。そして、フランス語の保護と、ケベックにおける「言語的独自性（visage linguistique）」を通じて現実のケベック社会におけるコミュニケーションを保障することとの間に合理的因果関係が認められた。その一方で、ケベックフランス語憲章58条及び69条によるフランス語の排他的使用要求は、立法目的の達成に必要あるいは均衡のと

れたものであるということは立証されなかったものとされた[25]。結論として、フランス語以外の言語の全面使用禁止のような厳しい権利制限は、不必要あるいは不均衡なものとして正当化されなかった。その一方で、フランス語の優先表示要求は正当化された。

本件では、ケベックフランス語憲章の立法目的である、フランス語の維持・再生産そのものについては、正当性を是認していることに留意すべきである。すなわち、「表現の自由」の侵害と認められるような法律であっても、一定の場合、ケベック権利自由憲章９条の１及び1982年憲章１条により、合理的制限であるとして正当化される余地がある。この二つのコントラストが明らかになった事例は、ディバイン対ケベック法務総裁事件である。

ディバイン対ケベック法務総裁事件(1988年、カナダ最高裁判所判決)[26]

●事件の概要

ケベックフランス語憲章52条及び57条は、一定の事項につきフランス語での表現を要求している。また、同法58条は、商標、掲示物及び商事広告はフランス語のみによって記述されなければならないことを要求する。なお、同法59条、60条および61条は、58条の例外を規定している。ケベック州モントリオールにて英語使用者を主な顧客とする印刷・事務用品店を営む上告人は、ケベックフランス語憲章の以上の規定は、州立法権限を踰越するものであり、ケベック権利自由憲章10条の保障する言語による差別からの自由を侵害するものであって、無効であると主張した[27]。ケベック上級裁判所はこの主張を棄却、上訴審部門も同様であった。そこで、上告人は、1982年憲章２条（ｂ）の保障する表現の自由および15条の保障する平等の権利に抵触するという新たな主張理由において、これらケベックフランス語憲章の無効訴訟をカナダ最高裁判所に提起した。

問題となったケベックフランス語憲章の主な条文を、以下に挙げる。

１条　フランス語は、ケベックの公用語である

52条　カタログ、パンフレット、折り込み広告およびその他の類似の印刷物は、フランス語で記述されなければならない

57条　雇用申込書、命令書、請求書、受領書、領収書は、フランス語で記述されなければならない

58条　公の印章、ポスターおよび商事広告は、フランス語でのみ記述されなければならない

Ⅰ．憲法上の論点

A．立法権限に関する論点

当該州法は、

①州立法府の権限を踰越したかどうか

②刑法と州間通商および商業に関する連邦権限を侵害するかどうか

③人や物の移動（mobility）の障害となるかどうか

B．1982年憲章の適用に関する論点

同憲章２条及び15条の適用に関して同憲章33条の適用除外条項によりそれらの適用を免れるかどうか

C．1982年憲章２条（b）「表現の自由」に関する論点

①1982年憲章２条（b）の保障する「表現の自由」には、自身の選択した言語により自己を表現する自由が含まれるかどうか

②その「表現の自由」の「表現」には、商事的表現も含まれるかどうか

③当該州法は、その「表現の自由」を侵害するかどうか

④当該州法によって課される「表現の自由」に対する制限は、1982年憲章１条によって正当化されるかどうか

Ⅱ．市民的権利（Civil Rights）に関する論点

A．特定の商事活動につき排他的に、あるいは他言語併記を認めながらフランス語使用を規定する立法と「表現の自由」との関係に関する論点

①ケベック権利自由憲章３条の表現の自由には、自身の選択した言語により自己を表現する自由が含まれるかどうか

②その「表現の自由」の「表現」には、商事的表現も含まれるかどうか

③当該州法は、その「表現の自由」を侵害するかどうか

④当該州法によって課される「表現の自由」に対する制限は、ケベック

権利自由憲章９条の１によって正当化されるかどうか

Ｂ．言語的差別について、ケベック権利自由憲章10条の保障する、言語による差別からの自由を侵害するかどうか

●判決

一部認容。

●判旨

・ＩＡ．1867年憲法法について

「特定の言語を一定の状況の下で使わなければならない、または使うように努めることを定めた法は、憲法の趣旨から、言語関連立法としてではなく、ある条項の定めに従う組織あるいは活動に関する法として分類される」。

「言語は独立した立法の事項ではなく、むしろ1867年憲法法により割り当てられた連邦議会あるいは州立法府の立法事項群及び事柄に関する権限の行使に『付随』するものである」。そこで、「そうした立法が有効であるというためには、州立法権限内にある組織あるいは活動に真に関係しているといえなければならない」。

本件で問題となっている条項は、「フランス語の『排他的使用』あるいは『他の言語との併記』を要求している」。「それらすべては州内の商業に関するものであり、ゆえに、ケベック州の権限内のものといえる」。これらのうち「58条は、フランス語以外の言語使用につき罰則を設けたものであるが、刑法分野のものとして州権限を踰越するものではない。同条は、同憲章内の他の条項から別個独立のものとしてみることはできない。これらは一体となって商事行為の一側面を規制する定式を構成する」。というのも「これは、倫理あるいは公の秩序といった伝統的な刑法的関心に結合性を持つ行為として、その言語使用それ自体を禁ずるものではない」からである。(29)

また、「これらの条項は市民の州間移動を妨げるようにはつくられて」おらず、「単に誰もが従うべき州内の取引環境について定めた」ものであるので、「人や物の移動」に対する違憲的障害とはならない。

したがってケベックフランス語憲章52条及び57条ないし61条は、州の

立法権限内にある。

・ＩＢ．1982年憲章の適用について

フォード対ケベック法務総裁事件判決の示すように[30]、ケベックフランス語憲章52条及び58条については、1982年憲章33条に従う結果、1982憲章２条（ｂ）と15条の適用を免れる。しかし、ケベックフランス語憲章57条、59条、60条及び61条は、適用除外を宣言するケベックフランス語憲章214条の効力が1987年に期限超過により消失した結果、適用を免れない。

なお、問題となっている条項はすべて、ケベック権利自由憲章３条に服する。

・ＩＣ①②③およびⅡＡ①②③、「表現の自由」との関連について

フォード対ケベック法務総裁事件判決の示すとおり、「ケベックフランス語憲章57条、59条、60条及び61条の言及する事項は、1982年憲章２条（ｂ）の保障する自己の選択した言語で自己を表現する自由を含む表現の自由により保障される表現に含まれる」。「この解釈は、ケベック権利自由憲章３条に服する52条及び58条にも同様に適用される。この自由は、ある者の選択する言語の使用を禁ずるだけでなく、ある者に特定の言語を使用することを強制することによっても侵害される」。

したがって、「ケベックフランス語憲章57条、59条、60条及び61条は、フランス語の使用を強制するかぎり、1982年憲章２条（ｂ）を侵害し、52条及び58条は同様にケベック権利自由憲章３条を侵害する」。

・ＩＣ④およびⅡＡ④、「合理的な制限（Reasonable Limits)」について

フォード対ケベック法務総裁事件判決の示すところにより、1982年憲章１条及びケベック権利自由憲章９条の１は、立法によるフランス語の排他的使用の要求を正当化するものではない。しかし、フランス語の併記及び優先的使用の要求は正当化される。フォード対ケベック法務総裁事件判決において、ケベックフランス語憲章58条は無効（struck down）とされた。その結果、ケベックフランス語憲章59条ないし61条もその例外を定めただけのものであるので、無効となる。

一方、ケベックフランス語憲章52条及び57条は、89条と合わせ解釈する結果、フランス語と他の言語の併記によって満足されるものであるので、ケベック権利自由憲章9条の1によって正当化される。また、ケベックフランス語憲章57条は、1982年憲章1条によっても正当化される。

・ⅡB.「言語による差別」について

「ケベック権利自由憲章10条の下、同条に列挙されるものの一つに基づく『差別、排除、あるいは選好(preference)』は、人権あるいは自由の完全かつ平等な承認と行使の権利の『価値を無くし、または減ずるような効果を持つ』場合、差別となる。本件の場合、この人権あるいは自由とは、ケベック権利自由憲章3条の保障する表現の自由である。ケベックフランス語憲章52条及び57条は、使用言語に基づく区別であるといえるが、ケベック権利自由憲章3条の保障する権利の価値を無くし、あるいは減ずる効果を持つものではない。この権利は、自己の選択した言語による自己の表現の自由を保障するが、自己自身の言語により排他的に自己を表現する自由までは保障しない。この帰結は、ケベック権利自由憲章10条の適用は制限しないが3条の適用は制限する9条の1からもたらされる[31]」。ケベック権利自由憲章10条における人権あるいは自由とは、本件の場合3条の保障する権利なのであり、「3条の射程は、9条の1から決せられることにな」る結果、合理的制限を避けえず、表現の自由の絶対的保障とはなり得ない。

したがって、ケベックフランス語憲章52条及び57条は、ケベック権利自由憲章10条の定める言語による差別からの自由を侵害しない。

この判決においてカナダ最高裁判所は、まずケベックフランス語憲章が、ケベック州立法府の権限内において定立されたものであるか検討し、「特定の言語を一定の状況の下で使わなければならない、または使うべきことを定めた法は、憲法の趣旨から、言語関連立法としてではなく、ある条項の定めに従う組織あるいは活動に関する法として分類される」旨判示した。これは、先述したように、言語に関する立法権限の基本的なあり方を示すものである。次に、州権限内において適法に定立された州法であることを前提として、内容の審査を行っている。注目すべきは、

フォード対ケベック法務総裁事件と同様「自己の選択した言語で自己を表現する自由」が表現の自由により保障されるとしたこと、商事表現もまたその表現の自由によって保障される対象であること、そしてその表現の自由は、「ある者の選択する言語の使用を禁ずるだけでなく、ある者に特定の言語を使用することを強制することによっても侵害される」と判示されたことである。すなわち、特定の言語の使用を禁ずるような法律だけでなく、特定の言語の併記を強制するような法律も、表現の自由を侵害する、とされたのである。その上で、本判決では、排他的にフランス語のみを使用することを定めた法律は格別、フォード対ケベック法務総裁事件において認められたケベックフランス語憲章の立法目的を達成するために、手段としてのフランス語の併記や優先表示の要求は、合理的制限として是認されたのである[32]。「表現の自由」に対して加えられる合理的制限の判断において、言語共同体の独自性を保持する必要性が考慮されているところは、集団的言語権と人権との関係について示唆的である。これを、単純に政府の多数派がフランス語使用者によって占められていることからの帰結であると断ずることはできない。カナダ最高裁判所は、「表現の自由」に「自己の選択した言語で自己を表現する自由」を認める以上、その保障を貫徹し、ケベックフランス語憲章のすべての条項の立法目的の正当性を否定することも可能であったはずである。しかし、本件においてそのように解釈することは、実際上、連邦レベルの多数派言語使用者＝英語使用者の利益に合致する結果となるであろう。

その後、ケベック立法府は、屋外の商標と商事広告における英語の禁止（屋内の両言語併記は認めながら）を1982年憲章33条の適用除外手続を用いて、もう一度立法した。適用除外条項は、1982年憲章２条及び７条ないし15条にしか及ばず、1867年133条及び1870年マニトバ州憲法23条には及ばない[34]。したがって、1982年憲章33条の適用除外があり得る限りで、表現の自由よりも、憲法に明定された言語権規定の方が、州の言語

立法権限を制限することとなる。

次節において、そうした英仏両言語共同体の言語権についてみていく。

3　英仏両言語共同体の集団的言語権

(1)　公用語への権利

公用語である、と憲法上あるいは法律上定められることは、公の場面で使用される言語として権威付けられている、といった程度の意味しかもたない。その具体的な法的効果は、別途定められている。カナダ憲法中においては、憲法を記述する場面、立法府、裁判所、行政府などにおける手続等の場面において、どの言語を使用しなければならないのかにつき、規定がある。客観法システムの中に、特定の言語共同体のための制度を組み入れることは、その言語共同体の集団的言語権のあり方の一つであるといえる。

Ⅰ　憲法用語に対する権利

1867年憲法法は、1982年以前にイギリスによって定立された他のすべての法律文書と同様、英語のみで記述されていた。1982年憲法法55条(1982年憲章は、1982年憲法法の人権規定部分・第一章の名称である)は、カナダの憲法中、英語のみにおいて記述された部分について、フランス語版を準備し、適正な修正手続に則り公式な法文として採用されるようにすることを司法大臣に命じている。1867年憲法法のフランス語版が非公式のものであり続ける限り、英語版とフランス語版のどのような不一致も、英語版を正式のものとすることによって解決されることになる。[35] このように、憲法用語は、憲法の解釈の基盤となるものであり、憲法の用語であることは、それだけで他の言語を圧する優越的地位にあることを意味する。

1982年カナダ法と1982年憲法法は、英仏両言語によりイギリス議会に

おいて制定されたので、1982年憲章は、英仏両言語版を有する。[36] 1982年憲法法57条は、英語版とフランス語版を「同様に権威のある」ものとし、同法56条は、カナダ憲法のその他の部分で英語およびフランス語で制定されたものもまた、「同様に権威のある」ものとする。当然、二言語主義をとる国家においては、憲法の両言語版が同様の効力を有するというのでなければならないので、これらの規定は当然であろう。しかし、両言語の解釈に差異ある場合、どのように解決すればよいかが問題となる。[37]

1987年憲法法133条の要求に従い、カナダ連邦結成以降、連邦法は英仏両言語により制定されてきた。[38] カナダ最高裁判所は、英語版とフランス語版は同様の効力を有すると判示し、[39] その不一致に答えるルールを発展させてきた。[40] このルールが、カナダ憲法にも同様に適用されるのだと考えられている。[41] まず、その解釈につき、一方の言語版では疑わしいかあるいは曖昧であるが、他方の言語版では明確である場合、その点については明確な言語版を参照することによって解決される。[42] もっとも、英仏両言語版において異なる点がある場合、英仏両言語版と両立する解釈が選択されるという、一般的なルールもまた存在する。[43] さらに、その選択された解釈は、合理的でなければならず、もし、一方の言語版がよりその法の趣旨に合致するのならば、たとえ両言語版に共通する意味がより狭いものであったとしても、その言語版による解釈を選ぶべきであるとされる。[44]

Ⅱ　法律用語に対する権利

i　憲法上の要請

1867年憲法法で唯一明らかな言語権（language rights）保障規定は、133条である。これは、連邦議会両院とケベック州立法府での議論において英仏両言語のうちどちらかの使用を認め（“either”）、連邦議会両院の議事録および刊行物について英仏両言語の使用（“both”）を要求し、また連邦議会両院とケベック州立法府の制定法につき、英仏両言語によっ

て印刷され刊行されることを要求する(“both”)。また同条は、連邦及びケベックの裁判所における訴答書面または令状のすべてにつき、文言上は英仏両言語のどちらかの使用を認めているが(“either”)、この意味については、後述する。同条は、連邦議会両院及びケベック州立法府とそれらの裁判所についてのみ適用される。

1867年憲法法133条は、ケベック州以外の他のいかなる州立法府及び裁判所にも適用されない。しかし、1870年マニトバ州憲法は、1867年憲法法133条に近似する文言であり、マニトバ州立法府及び裁判所における英仏両言語の使用を認める条項(23条)を有する。1867年以降創設あるいは加盟が認められた他の州で、このように州の憲法条文あるいは加盟規約中に言語の保障を書き入れた州はない。[45]

1982年憲章は、16条ないし23条の多様な言語権規定を含んでいる。これらの条文により、連邦議会、ケベック州立法府、マニトバ州立法府、ニューブランズウィック州立法府は、それぞれそれらの州法を英仏両言語で「印刷し、刊行し」なければならないという憲法上の要求に服しているといえる。[47]

これらの憲法上の要求の具体的な法的意味は、州の公用語法との関係で生じた事例において、カナダ最高裁判所により明らかにされることになる。こうした特定の言語の地位を定めた憲法上の規定が、州法との間で衝突するのは、州政府の多数を占める言語共同体が、憲法上公用語の地位を得ている言語共同体を排除しようとするときである。先述したように、これらの憲法上の要求は、1982年憲章33条によって適用除外とされることがないのであり、「表現の自由」といった人権規定よりも強力な、立法権限に対する制限となる。すなわち、憲法上の公用語への権利の享有主体である言語共同体は、政府の多数派を破る。州の公用語法が、こうした憲法上の言語権に違反したとされた代表的な事例を、以下にみていく。

ii　ケベックフランス語憲章

フォード対ケベック法務総裁事件及びディバイン対ケベック法務総裁事件で問題となったケベックフランス語憲章は、それ以前に、憲法上の言語権規定との関係で問題を生じていた。

ケベック法務総裁対ブレキー事件でカナダ最高裁判所は、フランス語を立法府の言語であるとしたケベックフランス語憲章の該当条項を無効とした。[48] 無効となった条文は、法案をフランス語だけで起草・立法されるものと規定し、その英語版も印刷・刊行されるにもかかわらず、フランス語版のみを公式のものと規定したものであった。カナダ最高裁判所は、それらの条文を、1867年憲法法133条に抵触すると判示した。非公式のものにとどまる英語版の存在は、133条の英仏両言語の併記要求を満足させなかったのである。[49]

ケベック法務総裁対ブレキー事件の判決においてもっとも注目すべきは、1977年のケベックフランス語憲章の制定後に制定されたすべてのケベック州法は、1867年憲法法133条に違反し、無効であるとされたことである。しかし、ケベックフランス語憲章は、それらの非公式な英語版の出版を要求する条文を含んでおり、制定法を英語に訳す義務は既に果たされていた。したがって、違憲無効となった州法の制定し直す作業は、迅速に行われた。ケベック立法府は、それら州法の英仏両言語版をもう一度制定し直すため、夜通し開催された。[50] ケベック法務総裁対ブレキー事件判決は、1979年12月３日に下された。そしてその作業は、その翌日には完了した。ケベックの迅速かつ効率的な改善作業は、次に述べる同様の問題に対するマニトバの対応とは対照的である。

iii　マニトバ公用語法

1870年マニトバ州憲法23条は、1867年憲法133条とほぼ同じ文言によって、マニトバ州立法府及び裁判所における英仏両言語の使用を認めた。先述した1867年憲法法133条の解釈は、その類似性から、この23条の解

釈にも適用される[51]ものと考えられている。

1870年マニトバ州憲法23条の制定理由は、当然、マニトバ州のフランス語共同体の権利を保障することにあった。1870年のマニトバ州成立・連邦加盟以前、マニトバ州の前身・旧レッドリバー植民地は、ノースウエスト会社に雇用されたフランス系白人と、彼らと先住民族の間に生まれたメティスがかなりの多数を占める土地であった。しかし、その住人達は、彼ら自身の意向を無視しノースウェスト準州として連邦に編入されること及びオンタリオ州からの先住民族を敵視する英系移民の殺到といった危機に直面する。そこで、メティスであるルイ・リエルを首班とする臨時政府が発足、英系住人をも含む旧レッドリバー植民地の住民集会によりとりまとめた内容を連邦政府と交渉して譲歩を引き出し、1870年の「西部の小ケベック」を企図したマニトバ州成立に至る。しかし、その後オンタリオ州からの英系移民の殺到は避けられず、英系住民がマニトバ州政府の多数派を構成するに至る[52]。これは、キムリッカが、「民族的マイノリティ」に対する不正として挙げた、敵対的な国内入植・定住化政策であるとも評価できる[53]。このような経緯からフランス語共同体のために設けられた公用語への集団的言語権が、1870年マニトバ州憲法23条であったと言い得る。

そして1890年、マニトバ州立法府は、マニトバ公用語法を制定した[54]。この法は、「英語のみ」が立法府の議事録と刊行物、そしてマニトバ州裁判所における訴答書面と訴訟手続書面において使われなければならないと規定していた。また同法は、マニトバ州法につき「英語のみで印刷され、刊行されることが必要」ということも定めていた。実際、この法律は、1870年マニトバ州憲法23条のほとんどを破棄しようとするものであった。1892年と1909年にこの法律は、州裁判所（county courts）において無効と判示されたが、これらの判決は、マニトバ州政府当局に完全に無視された[55]。

1976年、このマニトバ州公用語法に対する三度目の挑戦が行われ、こ

の法律の無効が、さらに州裁判所によって判示された。しかし、マニトバ州立法府及び裁判所は、マニトバ公用語法を有効であるものとし、英語のみによる諸手続を続行した。

1978年、マニトバ公用語法は四度目の挑戦を受けた。この時、フランス語使用者たる原告は、一審において敗訴したため、マニトバ女王座部裁判所（マニトバ上級裁判所上訴審部門）にマニトバ公用語法の無効宣言を求めて提訴することができた。このとき、マニトバ公用語法の合憲性について、初めてマニトバ州レベルでは最高位の裁判所への道が開かれた。原告は、マニトバ女王座部裁判所で勝訴し、マニトバ法務総裁は、カナダ最高裁判所への上訴を選択した。そこで、ついにカナダ最高裁判所がこの問題について判断を下すこととなった。それが、マニトバ法務総裁対フォレスト事件（1979年）である。カナダ最高裁判所は、この事件の判決を、ケベック法務総裁対ブレキー事件への判決と同日に下した。[56] カナダ最高裁判所は、ケベック法務総裁対ブレキー事件の判決理由を採用し、1870年マニトバ州憲法23条は、マニトバ州立法府の片面的な行為によって修正され得ず、それゆえにマニトバ公用語法は違憲である、と判示したのである。

このマニトバ法務総裁対フォレスト事件判決は、英語のみで立法されたマニトバの諸州法の合憲性について、明確に判示してはいなかった。これに関する決定は、次のマニトバ言語権照会事件においてなされた。[57]

マニトバ言語権照会事件（1985年）[58]（最高裁裁判所法55条による照会に対する回答）[59]

●質問およびその回答　本事件においては、カナダ総督（内閣）の照会に従い、四つの答申がカナダ最高裁判所により行われた。質問４は、制定法の形式的効力に関することなので、ここでは割愛する。したがって、質問１～３までについて述べるにとどまる。

・質問１　英仏両言語の使用に関する1867年憲法法133条および1870年マニトバ州憲法23条の要求のうち、

(a)　カナダ連邦議会、ケベック州立法府およびマニトバ州立法府の両院の議事録および刊行物については、強行的なものかどうか

(b)　カナダ連邦議会、ケベック州立法府およびマニトバ州立法府の法律文書については、強行的なものかどうか。

・回答　すべて、強行的なものである。

・質問２　英仏両言語により印刷・刊行されていなかったマニトバ州法ならびに規則は、1870年マニトバ州憲法23条を理由として無効となるかどうか。

・回答　すべて、無効である。ただし、当裁判所の述べる理由により、現在の無効の法律は、その訳と再制定、印刷及び刊行に必要な最低限度の期間のうちは有効とみなされるものとする。

・質問３　質問２の肯定される場合、英仏両言語で印刷され刊行されなかったそれら制定法は、何らかの法的効力あるいは影響を有するのか、もし有するとして、どのような範囲で、どのような条件下であるのか。

・回答　英仏両言語により制定・印刷・刊行されなかったマニトバ州立法府の州法は、無効であるので、いかなる法的効力および影響も持たない。しかし、当裁判所の述べる理由により、現在の無効の法律は、その訳と再制定、印刷および刊行に必要な最低限度の期間のうちは有効とみなされるものとする。

●判旨

・質問１について

英仏両言語使用に関する1867年憲法法133条及び1870年マニトバ州憲法23条の「制定経緯および文言は、それらの為す保障に従うべきことを示し」ており、これら条項の要請は、強行的なものである。

・質問２及び３について

マニトバ州立法府のすべての制定法に対して、公用語たる英仏両言語

を用いて制定・印刷・刊行されることを要求する1870マニトバ州憲法23条は、マニトバ州立法府に対し、立法の方法と形式に関して憲法上の義務を課する。

「この義務は、マニトバ市民に対してフランス語あるいは英語のどちらによっても平等に法にアクセスする実質的権利を保障する」。

「1870年マニトバ州憲法23条は、マニトバ州在住のフランス語使用者の自身の言語を使用する一般的権利を特に明示するものである。言語権の重要性は、人間の実存、発展、尊厳のために言語の担う不可欠の役割に基礎付けられる。我々は、言語を通じて、概念を形成し、我々のまわりの世界を構成し、秩序づける。言語は、人間に、相互尊重のための権利義務の区別を為し社会生活を営むことを可能にし、孤立と共生の落差を埋める」。

マニトバ州立法府に義務を課す憲法上のこの要求は、司法部にも、マニトバ州の少数派フランス語使用者を含むマニトバ州市民全体のこうした言語権を保護する義務を課す。「司法部は、政府に憲法の厳守をさせる責務を負った組織である。我々は、いかなる者に対するいかなる理由の侵害からも、この憲法上の権利を守らなければならない」。

憲法（the constitution of a country）は、立法府及び政府を拘束する、基本的な一定の原則及び一定の規範に従って統治されることを認めた人々の意思の宣言である。国家の「最高法規」である旨を宣言する1982年憲法法52条と同じく、「それを通常の立法手続で変えることはできないし、それに抵触する法律は認められない」[60]。

したがって、この憲法上の要求に従っていない「マニトバ州立法府の単一の言語による制定の為されたすべての法律は、現在および過去において無効であり、何らの法的効果及び影響を持たない」。

しかし、このことを宣言するのみでは1890年以降ほとんどのマニトバ州制定法は英語のみで制定されているため、「本判決の日より、マニトバ州は、立法府の公用語たる英仏両言語による現行法の再制定・訳・印刷をするまで、無効であって何らの影響も有さない法システムを有することになる」。このような結論は、法の支配（the rule of law）を害し、「マニトバ州に法的な真空状態を生み、法的無秩序を帰結することになる」。そこで、法の支配の保持のため、現在の無効の法律は、その訳と再制定・印刷・刊行に必要な最低限度の期間のうちは有効とみなされる

ものとする」。

本判決では、フォード対ケベック法務総裁事件に先んじて、言語の固有の価値が認められているところにも注意しておきたい。本件では、政府が裁判所に対してする勧告的意見を求めるカナダ独自の制度といってよい「照会」制度が利用されている。判決の形で裁判所は意見し、また、その意見には法的拘束力はなく、事実上の拘束力しか有さないとされるが、実際には先例拘束的に作用する。また、一般的効果も有するとされている。[61]

1870年マニトバ州憲法23条の英仏両言語での立法要求を満たさない州法は、そのために無効となることが、本判決において確認された。これは、州法の総数近くが違憲であることを意味した。というのも、1890年(マニトバ公用語法が制定された当時)から、マニトバ法務総裁対フォレスト事件判決の下りる1979年まで、マニトバの州法は英語のみによって制定されてきたからである。実際には、1979年からでさえ、多くの州法が英語のみによって制定されていた。そのため、無効判決による法の真空状態から州を守るために、カナダ最高裁判所は、移行期間を設定したのである。その間、それらの「違憲の」州法は有効なものとされ、移行期間の具体的な日時が裁判所によって後に決められた。[62] なお1985年6月13日のカナダ最高裁判所の意見以後に制定された州法は、そのような移行期間を設定されなかった。[63]

1870年マニトバ州憲法23条は、1867年憲法法133条と1982年権章17条ないし19条に類似するので、同条についてのこうした解釈は、それらの条項にもあてはまるものとされている。[64] また、以上のような憲法上の英仏両言語使用要求は、判例上、法律が他の文書をその法律の不可欠な一部分としてそれを編入あるいは採用するために参照する場合や政府の委任立法についても、及ぶものとされている。[65]

以上から分かるように、憲法に定められた英仏両言語の地位の平等は、

例えば、実際に英語使用者が多いとか、フランス語使用者が多いなどの、そうした便宜上の理由で設けられているわけではないし、その要求される場面は広く、詳細に渡る。カナダ憲法上の公用語への権利は、例えばケベック州において英語使用者が少ない場合であっても英語使用者の、マニトバ州においてフランス語使用者が少ない場合であってもフランス語使用者の、強力な言語権として機能する。

Ⅲ　裁判所用語に対する権利

i　憲法上の要請

1867年憲法法133条は、連邦裁判所及びケベック州裁判所の訴訟当事者に英語とフランス語の選択を可能とするものである。文言中に「either」とあることから、そのように解される。1870年マニトバ州憲法23条は、マニトバ州裁判所に同様の要求を課している。なお、1982年憲章19条２号は、ニューブランズウィック州裁判所に同様の要求を課している。しかし、その他の州の裁判所には、同様の憲法上の義務はない。もっとも、カナダ連邦に共通する法典である刑法典は、言語に関する様々な義務を連邦全体に課している。[66]

ケベックフランス語憲章は、ある一定の場面を除き、ケベック州裁判所においてはフランス語のみが訴答書面および令状に使用される言語であると定める条項を有していた。しかし、これはケベック法務総裁対ブレキー事件において、カナダ最高裁判所に違憲無効とされた。[67] カナダ最高裁判所は、一定の限定された場面においてのみ、英語を使用する選択肢を訴訟当事者に与えるというのでは、1867年憲法法133条の要求を十分に満足しないと判示した[68]のである。

ii　裁判所の範囲

ケベック法務総裁対ブレキー事件においてカナダ最高裁判所は、「ケベックの裁判所」は、1867年憲法法96条の、連邦によって指名された裁

判官及び裁判所と州によって指名された裁判官及び裁判所だけでなく、「司法的」機能を行使する、制定法によって設置された行政審判所も含むと判示した。カナダ最高裁判所は、「我々の社会において大変重要な役割を演じている非司法的(noncurial)行政機構の現代的発展を無視し、英語とフランス語を使用する権利の保障を、それらの管轄に属する問題についての手続にまで伸張させることを拒否するのは、硬直的に過ぎる」[69]と判示した。以下、1867年憲法法133条の定める裁判所用語権が、どのような場面で問題となったかみていく。

iii 刑事手続書面用語

1867年憲法法133条の裁判所における適用場面につき、以下のリーディングケースがある。

マクドナルド対モントリオール市事件(1986年、カナダ最高裁判所判決)[70]

●事件の概要

スピード違反の罰金請求を含む法廷への召喚状が、英語使用者に対し、ケベック州裁判所によりフランス語のみで発せられた。その英語使用者たる原告は、1867年憲法法133条の保障する英語使用者の基本的権利が侵害されたとして提訴した。原告は、モントリオール市地方裁判所で有罪となり、ケベック州上級裁判所事実審部門での再審においても有罪となった。裁判所の結論は、ケベック州裁判所より発せられる召喚状その他の書面は、英語あるいはフランス語のどちらか一方によって発せられる限り、1867年憲法法133条の要求を満たし、有効なものとするものであった。ケベック州上級裁判所上訴審部門は、上訴受理を拒否。そこでカナダ最高裁判所に提訴された。論点は以下の二点であった。

(1)カナダ最高裁判所は、州上級裁判所上訴審部門(受理を拒否した)への上訴許可を受理して取り扱う管轄を有するか

(2)取り扱うことができるとして、英語使用者である被告の言語である英語ではない、フランス語のみであらわされた召喚状は、1867年憲

法法133条に抵触し、結果、彼に対する裁判手続全体の瑕疵となるかどうか

●判決
この上告を棄却する。

●判旨
（1）裁判権の問題について
・多数意見（ビーツ、エスティー、マッキンタイア、ラメール、ル・デン裁判官）
「この裁判権は、政治上及び他の機関に対する礼譲上の明らかな理由から、最大限謙抑的に行使されなければならない。本事件は、一方では重大な憲法上の疑問を当裁判所の判断外に置く危険性を持った大変稀な事案である」。（したがって）当裁判所は、この事件の管轄を有する。
・意見（ディクソン首席裁判官、ウィルソン裁判官）　「当裁判所は、最高裁判所法41条の1（the Supreme court Act, s41(1).）に従い、ケベック州上級裁判所上訴審部門の事実審部門からの上訴許可の拒否につき判断するための裁判権を有する」。「国家の法原則、特に憲法に関する重大な問題に関係する稀な事案においては、最終上訴審裁判所として、（中間上訴審裁判所の）自由裁量的判断を」覆すことを躊躇すべきではない。

（2）憲法上の問題について
・多数意見（ビーツ、エスティー、マッキンタイア、ラメール、ル・デン裁判官）
「英語使用者たる上告人に対するフランス語の召喚状は、1867年憲法法133条に抵触するものではない」。これまでの判例において「当裁判所の示したように、同条の文言から、上告人は彼自身の言語によりケベック州裁判所から発せられる手続によって召喚される権利を持たない」。同条は、「ケベック州裁判所の発する手続が、二つの公用語のどちらかであることを定めている。どちらかの言語を使用する権利があるとすれば、他方の言語を使用する義務はない」。したがって、当該召喚状は同条に抵触せず、有効である。

「当然、受領者の理解を保障するため、召喚状が二言語であることは望ましいし、また公正でもあるが、それは、133条の文言から明示的に課せられた要求ではない」。133条の「不完全ではあるが確実な定式は、連邦結成文言に同意した創設者たちの到達した歴史的妥協の帰結たる、憲法上の最低限度なのである」。この定式は、「連邦あるいは州の立法で補完され、また憲法改正によっても修正され得る」。しかし、裁判所の「解釈という形で、この歴史上の妥協を改善、補完あるいは修正することは、裁判所に許されたものではない」。

「自然的正義および刑事手続上の公正の要請は、1867年憲法法133条の解釈から導かれるものではない。これは、言語権ではなく、他の権利によって保障される」。すなわち、「何人も、コモンロー上、公正な聴聞を受ける権利を有している」のである。

「刑事手続において使用される言語を理解できないため、被告が刑事手続を理解できない場合、これらの権利の効果的行使のため、結果的に裁判所に対して適切な訳を提供する義務の課されることはあり得る」。「しかし、これは(1867年憲法法133条の)言語権ではなく、端的に、公正な聴聞を受ける権利の一側面なのである」。

「これ(133条)は、英語とフランス語を他の諸言語と同様の足取りをとらせるものではない」。「英語とフランス語は、同等の地位にあるだけでなく、他のすべての諸言語よりも優越的地位を有するのである。この英語とフランス語の平等と、他の諸言語よりも優越的な地位は、ともに1867年憲法法133条により憲法上保護されている」。「この条文の保護がなければ、二つの公用語のどちらか一方は、単純な立法によって」、「英語単一言語主義、フランス語単一言語主義、そして同様に他の言語による単言語主義」の帰結として、他の諸言語よりも優越的地位に置かれることとなる。「このように、1867年憲法法133条の保護は、最小限度のものであるにしても非実質的なものとは程遠いといえるのである」[71]。

「1867年憲法法133条の言語権の中に、自然的正義の要求を組み込」む、あるいは、カナダ憲法上の言語権を自然的正義の原則と関連付けようとするのは誤りである。「両方のタイプの権利は、概念としてまったく異なる」。1867年憲法法133条の「言語権は、憲法上保障されている一方で、カナダ特有のものに留まる」。「これらは、自然的正義の原則からの帰結である基本的権利の有する普遍性、一般性および流動性を欠き、基本原

則というよりもむしろ政治的な妥協によって基礎付けられている。これらは、より明確かつ可塑性のない文言で明示されている[(72)]」。

・意見（ディクソン首席裁判官）

「上告人の受領した単言語の召喚状は、1867年憲法法133条を損なうものではない」。1867年憲法法133条は、ケベック法務総裁対ブレキー事件判決の示すとおり、ケベック州裁判所に一つの言語により文書を発する権能を与えるものと解される。

・反対意見（ウィルソン裁判官）

「1867年憲法法133条の下にある上告人の言語権を侵害する召喚状に基づいた刑事手続において、モントリオール市地方裁判所は裁判権を持たない」。「同条によって訴訟当事者に与えられる、刑事司法手続において自身の言語を使う権利は、州にその権利の尊重と対応につき相関的（correlative）義務を課す」。

1867年憲法法133条が制定される審議過程から、明らかに関心の焦点は、公用語たる英仏両言語による司法システムへの有効なアクセスの確保にあった、ということが分かる。同条は、同様の関心を反映している。同条の目的は、二つの公用語に同じ足取りをとらせることにある。したがって、このことから、裁判所及びそこから発せられる書面において、訴訟当事者自身の言語に関係なく、英語とフランス語のどちらかが使用されていれば、1867年憲法法133条の要求は満足するとはいえない。「この義務を満足するために、州は、訴訟当事者の理解する言語によって、その者を取り扱わなければならない。それゆえ、同条を満足させるため、裁判所より発せられる手続開始通知書面は、最低限、受領者の理解する公用語によって、その文書の重大性を警告し、その訳を申し込むべき場所の助言・指示を含んでいなければならない」。

本判決において多数意見は、裁判所にその手続を一つの言語のみで進行することを許すものであるという1867年憲法法133条の厳格な文言解釈を堅持した。言語権とその他の人権との違いが強調され、同条のより狭いアプローチが主張されたのである。

iv　訴訟手続の場面

アカディアン協会対両親会事件（1986年）においてカナダ最高裁判所の多数意見は、1867年憲法法133条の「言語権は政治的妥協に根拠を有し」られるものであり、「基本原則に根拠を置くが故に本質的に根本的である法的権利」[(73)]とは区別される、と繰り返した。本件は、1982年憲章19条２号が1867年憲法法133条と同様の要求を裁判所に課すニューブランズウィック州で起きた。アカディアン協会によりニューブランズウィック上訴審裁判所に対し作成されたフランス語による上訴許可及び訴えの期間延長を申し出た書面につき、同協会の申し立てるところによれば、受理した三人の裁判官団のうちの一人にフランス語を理解する能力がなかったため、1982年憲章19条２号違反が生じるとして訴えられたのである。カナダ最高裁判所は全員一致で、その裁判官にフランス語能力がないという申し立ては同協会により立証されなかった、と判示した。そして、1982年憲章19条２号は、どのような場合においても、フランス語使用者である訴訟当事者に対して、フランス語を理解する裁判官によって受理される権利を付与しない、と判示された[(75)]。すなわち、マクドナルド対モントリオール市事件同様、訴訟当事者は、英語とフランス語のどちらも使用する憲法上の権利を有しているが、1982年憲章19条２号も1867年憲法法133条も、訴訟当事者の「選択した言語によって裁判官に受理、判断される権利」を何ら保障するものではない、とされたのである。ディクソン首席裁判官とウィルソン裁判官は多数意見に反対した。彼らは、訴訟当事者の英語あるいはフランス語を使用する権利は、その「選択した言語によって裁判官に受理され、判断される権利」を黙示的に含む、としたのである。この点につき、後述するボラック事件（1999年）においてカナダ最高裁判所は、傍論ではあるが、この反対意見を支持しているように思われる[(76)]。

アカディアン協会対両親会事件判決は、法廷で裁判官、弁護士、検事等が訴訟当事者の理解しないことばを用いて、彼あるいは彼女の知らな

いうちに審理を遂行するような帰結を意図したわけではない。そのような場合は、1982年憲章19条２号及び1867年憲法法133条という「政治的妥協の産物」の言語権規定の侵害として構成されるのではなく、コモンローの自然的正義のルールから承認され、また1987年憲章７条ないし14条によって確認されているところの、裁判所において「公正に受理される権利」の侵害として構成されるとしたのである。

ところで、刑事手続上の言語につき、カナダ刑法典530条（Criminal Code, s. 530）は、「もし状況が許すのならばカナダの二つの公用語を両方話すことができる者、そうでないならば、被告人の話すことのできる一方の言語を話す」裁判官と陪審員を要求する権利を刑事被告人に認めている。同条の言語権は、ボラック事件において問題となった。

ボラック事件（1999年、カナダ最高裁判所判決）[77]

●事件の概要

被告人はブリティッシュ・コロンビア州のフランス語使用者であり、第一級殺人の罪で起訴された。第一審は審理に不備があり、二審では彼の有罪の判決は覆され再審が命じられた。しかし被告人は、カナダ刑法典530条に従い、公用語たる英仏両言語を使用する裁判官と陪審員による審理を求め、さらに上告した（第一審は英語のみで遂行され、再審もまた英語のみで行われようとしていた）。

●判決

上告を認容する。なお、公用語たる英仏両言語を話す裁判官と陪審員による再審を命ずる。

●判旨

「カナダにおける基本権の地位にありながらも繊細な社会的政治的妥協の産物である言語権を取り扱う立法である」限り、「裁判所は、注意を払い、かつビーツ裁判官のいうように『変革の道具として（裁判所が）活動するという決断をする前に、一度立ち止まらなければならない』[78]」。

「憲法上の言語権は政治的妥協の産物ではあるが、それは、これらの権利にのみあてはまる特徴ではない」。また、「そのような政治的妥協の産物であることを理由に憲法上保障されたものに限定解釈が要求されると判断する根拠は、カナダの憲法史上、何ら根拠のないものである」。「言語権は、どのような場合であっても、カナダの公用語共同体の保護と発展に資するような様式で積極的に解釈されなければならない。アカディアン協会対両親会事件判決における限定的な解釈は、この限りで容れられない」[79]。

刑法530条「は、改善であって、基本的言語権の未完の体系の一部を為すものである」。「思うに、二つの公用語を承認する国に住む者は、刑事事件で司法裁判所において審理を受ける際、それらの言語のどちらかによって理解され、かつその言語を使用する権利を有するのである」。「刑事被告人の言語を理解する裁判官あるいは陪審員の下での審理は、特権ではなく基本的権利であるというべきである」。「刑事被告人が、自己の使用する公用語を使用する裁判官及び陪審員によって刑事裁判を受ける権利は、例えその州の少数派公用語であったとしても、正義及びカナダの統合の利益に資するものとしては最低限度の権利であると確信する」[80]。

本件は、刑法530条に関するものであり、1867年憲法法133条に関するものではない。したがって、傍論において憲法解釈論が展開されたのであるが、アカディアン協会対両親会事件の「限定解釈」が否定され、自己の使用する公用語を使用する裁判官及び陪審員によって刑事裁判を受ける権利が、認められたところが特筆すべき点である[81]。また、「公用語共同体」ということばが判決文中で用いられていることから、カナダ憲法上の言語権は、カナダの公用語共同体、すなわち英語共同体とフランス語共同体の発展のために付与されたものであると認められたことが分かる。すなわち、特定の言語共同体の発展を支援するために、積極的に解釈・拡充されていくべきものと解されるのである。

ボラック事件判決において、それまでの憲法中の言語権規定に対する認識は覆された。アカディアン対両親会事件判決において、言語権は、

単に「政治的妥協の産物」に過ぎず、何らかの基本原則（例えば自然的正義の原則）に根拠をおくものではないとされ、それゆえに、意味内容を拡張する余地はないとされていた。しかし、ボラック事件判決では、「政治的妥協の産物」であるという認識は維持されつつも、意味内容の拡張が許されない単なる制度にすぎないとはされず、「公用語共同体の発展」という目的のために積極的に解釈していく道が示されたのである。この路線変更は、カナダ憲法中の言語権が、単なる公用語規定ではなく、集団的言語権として発展していく兆しのように思われる。

Ⅳ　行政サービス用語に対する権利

1867年憲法法133条、1870年マニトバ州憲法23条の名宛人は、立法府及び裁判所のみである。政府のサービスについてはまったく触れていない。しかし、1982年憲章16条及び22条は、立法府及び裁判所を越えた射程を持つ。

1982年憲章16条は、英語及びフランス語を「カナダの政府と議会に属するすべての組織における使用につき、地位の平等と平等な権利と特権を有する」ものと（同条1号）と規定する。また、「ニューブランズウィックの政府と立法府のすべての組織」についても同様としている（同条2号）。同条は、このように英語とフランス語をカナダとニューブランズウィックの「公用語」とする。しかし、この公的な地位から、どのような実践的な結論が導かれるかについては明らかではないとされる。しかし少なくともこれらは、連邦議会及び政府、ニューブランズウィックの立法府及び議会の組織の官吏に、労働言語として英語とフランス語のいずれかを使用する権利を付与しているとされる。[82] 1982年憲章16条3号は、1982年憲章のいかなる規定も、「議会あるいは立法府の権限の行使として、英語とフランス語の平等の地位あるいは使用の質を向上させることに制限を設けない」と規定する。言い換えれば、憲法上の言語権は「最小限であって最大限ではない」、そして「連邦と各州立法府はこれらを

補完することができる[83]」。

1982年権章20条1号は、英仏両言語での行政サービスの提供を連邦政府の上級あるいは中央省庁に課しているが、その義務は、その他の連邦政府当局（上級あるいは中央省庁ではないもの）については、(a)二言語によるサービスがその当局から受けることに「相当数の要求」がある場合、あるいは(b)「該局の性質」に基づき、その局から二言語のサービスが与えられることが「合理的である」場合にのみ課せられる。「相当数の要求」と「合理性」の具体的な基準は、同条には詳述されていない。最終的には、裁判所がこれらの基準に意味を与えることになると考えられている[84]。ニューブランズウィック州における英仏両言語による行政サービスの要求は、同条2号によって「ニューブランズウィックの政府あるいは立法府の組織のどのような部局」にも課せられている。この義務は、「相当数の要求」あるいは「合理性の基準」によって制限されない[85]。

その他の州では、いくつかの州では州法あるいは行政実務において実際には英仏両言語によるサービスが提供されているが、英仏両言語によって政府のサービスを提供しなければならない憲法上の義務はない[86]。

英仏両言語共同体のみが、これらの条文上公用語の地位にあり、行政サービスを自らの言語において受けることができるという意味で、これらは集団的言語権であるといえる。

(2)　教育用語への権利

Ⅰ　教育立法権限と宗派または分離学校の言語権

1867年憲法法93条は、州の立法府に教育に関する法律を定立する権限を与えているが、この規定は、連邦結成当時に法律によって存在した宗派（または分離）学校に関する権利あるいは特権を害することを立法府に禁じてもいる。この規定は、連邦原加盟諸州それぞれ、すなわち、オンタリオ州、ケベック州、ニューブランズウィック州そしてノヴァ・スコシア州に適用される。そして、ブリティッシュ・コロンビア州（1871

年に連邦への加入が認められた）及びプリンス・エドワード・アイランド州（1873年に連邦への加入が認められた）にも同様に適用される。[87] さらに、新たに創設されあるいは未だ加入していなかった諸州の加盟時に交渉問題となり、その結果、マニトバ州憲法（1870年）、アルバータ州憲法（1905年）、サスカチュワン州憲法（1905年）及びニューファンドランド州連邦加盟宣言（1949年）中に同条と少し異なるだけの規定が、見出される。[88] なお、同条及びそれに相応する各州憲法の文言は、州の立法府に教育に関する立法の権限を与えている。そこで、言語に関する権限の付随的性質から各州立法府は、学校での教育用語を規定する権限を有することになる。その一方で、同条は、ケベック州を除く州の立法府に、「結成当時に州内で、どのような階級の者が有し、法律によって存在した宗派（あるいは分離）学校に関する権利あるいは特権」を害するような影響を与えることを禁じている。それゆえ特定の教育用語が、連邦結成当時（あるいは加盟認可当時）の特定の州の宗派学校の権利あるいは特権であった場合、その州は宗派学校に対してそれとは異なる言語で教育を施すことを強制することはできない。[89]

各州の教育立法権限に付随する言語共同体政府の集団的言語権に対する宗派または分離学校の言語権の優越が、憲法上認められているのである。その理由は、その州の連邦結成・加盟時に既に交渉され、保護を勝ち得ていることによるものと思われる。

どのような州の宗派学校に言語権が保障されているのかは、個別具体的に検討されなければならない。それは連邦結成あるいは加盟当時、その州において問題となっている宗派学校が法的に有していた地位の分析に依っているのである。この問いについては次の事件において詳細な答が明らかにされた。[90]

オタワローマカトリック分離学校評議会対マッケル事件（以下、マッケル事件と略す）において英国枢密院（Privy Council）は、オンタリオ州は、州内において今までフランス語を教育してきたローマカトリック

の分離学校において、英語を教育用語とすることを要求する権限を有する、と判示した。英国枢密院は、連邦結成当時のオンタリオ州における分離学校を管理していた州法を吟味、そして当該州法は、フランス語を教育言語とする法的な権利を分離学校に与えるものではなかったと結論したのである。そして、連邦結成当時にそのような権利が存在しなかった以上、1867年憲法法93条によって、そのような権利は何ら保護されないこととされたのであった。

マッケル事件において英国枢密院は、1867年憲法法93条は「人々の集団(class of persons)」の宗派学校に関わる権利を確保するものとし、その「人々の集団」とは、「宗教的信条によって結束する人々の集団を意味し、人種あるいは言語の集団ではない[91]」と判断したのであった。オンタリオ州のローマカトリックは、フランス語使用者と英語使用者によって構成されていたので、フランス語使用者集団は、1867年憲法法93条によって権利を与えられる人々の集団であるとの主張を為し得なかったのである。英国枢密院のこのような判断は、1867年憲法法93条による言語権の承認(recognition)について明らかに好意的でないと評価される[92]。

しかし、マッケル事件について1867年憲法法93条による言語権の承認を完全に排除したものと考えるのは誤りであると指摘されている。英国枢密院は、フランス語はローマカトリック集団全体に保障されており、それは分離学校の評議会に教育用語を選択する権利を与える州法の条項によるものである、とする主張を吟味した。連邦結成当時のオンタリオの州法は、そのような権利をローマカトリックの分離学校評議会に認めていなかったとされ、以上の主張はしりぞけられた。しかし、もし連邦結成当時にこのような権利が州法によって与えられていたとしたら、同条はそれを保護し確立する。その結果、州はどのような分離学校についてもその学校評議会に対して教育用語を規定することができない。マッケル事件からもたらされる正当な結論は、学校において教育に供される言語を選択する法的権利を連邦結成当時(あるいは加盟当時)に当該宗

派学校評議会が有していたことが立証された場合、その学校の教育用語を立法府が変えることを同条は防止するということであると考えられている。[93]

マッケル事件では、オンタリオ州にはそのような権利が存しないことが決定された。またニューブランズウィック州、ノヴァ・スコシア州、プリンス・エドワード・アイランド州、そしてブリティッシュ・コロンビア州でもそのような権利が存在しないという判断があり得る。しかし、他の州においてはこの権利が存在する可能性があるといわれている。[94]

Ⅱ　英仏両言語少数派言語教育権

英仏両言語のうち、少数派の言語教育権は、1982年憲章23条によって詳細に規定される。[95]

1982年憲章23条

1号

カナダ市民のうち、

(a)学んだ最初の言語そして現に理解する言語が、英語またはフランス語であって、その住む州の人口においてその言語が少数派である者

(b)カナダにおいて初等学校教育を英語あるいはフランス語で受け、その教育を受けた言語がその住む州の人口において少数派である者

は、その州において子供に初等学校教育と中等学校教育をその言語で受けさせる権利を有する。

2号

カナダ市民のうち、その子供が初等学校教育あるいは中等学校教育を英語あるいはフランス語で受ける者は、その子供すべてに同じ言語で初等学校教育と中等学校教育を受けさせる権利を有する。

3号

州の人口において英語またはフランス語の言語的少数派の言語で初等学校教育と中等学校教育を子供に受けさせる1号と2号のもとでカナ

ダ市民に与えられた権利は、
(a)以上のような権利を有する市民の子供の数が、その権利を保障するために少数派言語教育公基金から費用を出すのに十分であるところのどの州においても適用される。
(b)以上のように子供の数が十分であるところで、公金が支出される少数派言語教育機関において教育を受けさせる権利を含む。

同条は、「カナダ市民」のうち、ケベック州における少数派英語使用者あるいは他の州における少数派フランス語使用者に対して、一定の要件を満たす場合、その「子供に初等学校教育と中等学校教育をその州の少数派言語で受けさせる権利」を与えている[96]。この権利は、宗派学校と非宗派学校に適用され[97]、同条により設定される三つのカテゴリーの一つにあてはまる親に享有される[98]。そのカテゴリーは、①親の母語(23条1号の(a))② 親のカナダで受けた初等学校教育用語(23条1号の(b))③親の子供の一人がカナダにおける初等あるいは中等教育を受ける言語(23条2号)によって定まる。なお、この権利は、その州において言語的少数者(minority population)の一員であることによって与えられる。その州の言語的多数者に属する者は、たとえ彼あるいは彼女の住むその州の地域おいては少数派言語となるものであっても、この権利を享有できない。例えば、北ニューブランズウィックおよび北オンタリオの英語使用者などがそれに当たる[99]。

i　享有主体

まず①の少数派言語教育権が与えられる親のカテゴリーは、その母語によって定められる。1982年憲章23条1号(a)は、「学んだ最初の言語そして現に理解する言語が、英語またはフランス語であって、その住む州の人口においてその言語が少数派である」の市民に適用される。例えば、オンタリオ州(あるいは英語話者が多数派の他の州)において、その母語(「学んだ最初の言語と、現に理解する言語」)がフランス語であると

ころのカナダ市民は、同条同号(a)に基づいて、彼あるいは彼女の子供にフランス語で初等学校教育と中等学校教育を受けさせる権利を有する。同条同号(a)はカナダの他の場所やカナダの外から（彼らが市民になったならば）やってきたフランス語使用者を含むが、母語が英語である者あるいは英語でもフランス語でもない者は含まれない。この母語の基準は、(1)彼あるいは彼女の「最初に学んだ言語」がフランス語であったこと、(2)その言語が「現に理解する」ものであること、の二つが立証できたオンタリオの親ならば、満足させられる。しかし、これら両規定は適用が簡単ではないだろうし、特に(2)については、議論の余地があるが、言語のテストを使用しなければならないようである。[100] 同条同号(a)は、ケベックの英語話者にも、他の場所におけるフランス語話者同様に適用されるように起草されている。しかし、1982年憲法法59条の効力により、ケベック州政府あるいは立法府がその採用を決定するまでこの条項はケベック州に適用されない。[101] この例外は、1982年憲章23条を含む憲章の文言が受け入れられた1981年11月５日の憲法合意に、ケベック州だけ不参加であったことから付け加えられた。この「母語条項」は、少数派言語教育権のうちでもっとも議論のあるものであるので、ケベック州自身がその条項に拘束されることを認めるまで、ケベック州をそれから除外して決定がなされたのである。[102] この除外の効果として、ケベック州における英語話者の親は、彼らが23条によって承認される三つのカテゴリーのうち、二つ目か三つ目に当てはまらない限り、英語が話されている学校に彼らの子供を通わせる権利を持たないということになる。例えば、英語を母国語とする者で、カナダ外で彼女自身の学校教育を受け、まだカナダの英語学校に通う子供を持たない者は、ケベック州の英語学校に子供を行かせる権利を持たないのである。ケベック州が母語条項を導入した場合、その者は、ケベック州の英語学校に子供を行かせる権利を獲得するに至るだろう。[103]

②のカテゴリーは、親の受けたカナダの初等学校教育の言語により定

められる。1982年憲章23条1号(b)は、現在住んでいる州の少数派言語でカナダの初等学校教育を受けた市民に適用される。同条同号(b)は、「カナダ条項」として知られる。というのも、同条同号(b)のもと、ある州から他の州へと移転したカナダ市民は、カナダのどこでも親が教育を受けた言語で子供に教育を受けさせる権利を保持するからである。ケベック州は、同条同号(b)から除外されていない。[104]

例えば、ノヴァ・スコシア州において英語で教育を受け、その後ケベック州に転居したカナダ市民は、同条同号(b)のもと、その子供を英語学校にやる権利を有することになる。

ケベックフランス語憲章、すなわち1977年に同州の言語政策に影響を与えるため制定された州法は、ケベック州において英語教育を受けた者の子供の英語学校への入学を制限していた。ケベック法務総裁対ケベックプロテスタント学校審議会事件（1984年）では、カナダ最高裁判所はこの「ケベック条項」、すなわち、ケベック以外の州において英語で教育を受けた者の子供を締め出す条項は、1982年憲章23条1号(b)の「カナダ条項」に抵触すると判示した。[105]それゆえに、ケベック条項はカナダ条項に従わなければならず、ケベック州の学校審議会は、カナダのいかなる場所であっても、英語教育を受けた親の子供に英語学校への入学を認めることが義務付けられた。[106]

③のカテゴリーは、その家族の子供のうち一人のカナダで受けた教育用語によって定められる。1982年憲章23条2号は、カナダにおいて、英語あるいはフランス語によって初等学校教育あるいは中等学校教育を現に受け、あるいは受けた子供を持つ市民に適用される。このような者は、そのすべての子供に同じ言語で学校教育を受けさせる権利を有する。ケベック州は、この規定からも除外されていない。同条2号は、すでに英語学校に通う子供を持ったケベック人も含む。また、ケベック州に引っ越したアルバータ人で、その転居の前にアルバータ州では英語を使用する学校に行っていたような子供を持つ者も含む。カナダの英語が話され

ている州においては、同条2号は、フランス語を使用する学校で教育を受けた子供を持ち、あるいは持ったことのあるすべての市民に対して、その子供にフランス語で教育を受けさせる権利を与えることになる。[107]

ii　数の要件（where numbers warrant）

以上の親の三つのカテゴリーに与えられる少数派言語教育権は、絶対的な権利ではない。1982年憲章23条3号(a)によって、こうした「教育」への権利は、「このような権利を持つ市民の数が少数派言語教育の公基金から費用をだしてこの条項を彼らに保障するのに十分であるような数」の要件を満たすことが要求されている。なお、同条同号(b)によって、この権利は、「以上のように子供の数が保証するところで、公基金から賄われる少数派言語教育機関において教育を受けさせる権利を含む」とされている。この具体的な意味は、マエ対アルバータ事件において明らかにされた。[108]

マエ対アルバータ事件においては、フォード対ケベック法務総裁事件により承認された言語の文化的アイデンティティディを表現する役割がカナダ最高裁判所により再確認され、また「言語は単なるコミュニケーションの手段である以上に、それを話す人々のアイデンティティと文化の一部であり、一区画である。それは、個人が自身とその周りの世界を理解する手段である」[109]と判示された。

カナダ最高裁判所は、1982年憲章23条3号(a)及び(b)の効果は、権利の「スライド制」[110]を設定することであり、それは同条にあてはまる親を持つ子供の数に依る、と判示した。すなわち、このスライドの一方の極では、子供の数があまりに少なく、1982年憲章23条3号(a)で要求される数をまったく満たさない場合があり得る。その場合は、少数言語による教育は要求されない。しかし、この場合であっても、合理的な通学距離内に少数派言語学校がある場合は、そこへのバス通学を保障することについては議論の余地がある。これに比べて多数である場合、多数派

言語の学校内における少数派言語のクラスルームの設置と少数派言語の集中教育の設置を保障することがあり得る。さらなる多数の場合、1982年憲章23条3号(b)で要求される数を満たし、公金から費用を支出する「少数派言語教育機関」を設置し通わせることになる。これらの機関としては学校の一部あるいは学校全体が含まれ得る。このスライド部分の他方の極では、1982年憲章23条3号(b)の要求する「少数派言語教育機関」は、少数派言語教育学校審議会の設立を求めるまでにもなり得る。つまり、1982年憲章23条の「スライド制」は、一定数の子供がいる場合、少数派言語教育を与えるために適切などのような種類、段階の権利とサービスも保障する[(111)]」。

マエ対アルバータ事件において問題となったのは、先述の「スライド制」でいえば、高所に位置する権利であった。エドモントンには、1982年憲章23条の権利を有する親の子供が4000人近くおり、そこには242人の生徒を持ち、さらに480人の生徒を持つことのできるフランス語の学校があった。ここでの問題は、1982年憲章23条3号(b)によって、彼らの子供の通うフランス語の学校に対する運営とコントロールの権利が親に与えられるかであった。カナダ最高裁判所は、同条同号(b)の「少数派言語教育機関」ということばは物理的な設備のみに言及するものであるとの主張をしりぞけた。このことばは、もちろん物理的な設備も含んだが、それを超えて、子供の数に比例した運営とコントロールまでにも含ぶとされた[112]。同条同号(b)の「少数派言語教育機関」には少数派言語学校審議会の設置も含まれるが、ディクソン首席裁判官は、「現在の証拠によっては、フランス語が話されている学校に通うことが適当な生徒の数が、独立したフランス語話者の学校審議会の設立を命じるのに十分であるということを満足できない」とした。しかし、彼は、その生徒の数は、フランス語使用者の代表団が学校審議会において、現存するフランス語の学校（そしてフランス語教育プログラム）を管理することを、保障するものであると結論した。これらの代表者は、(州の規則に服しつ

つも）フランス語教育に対する独占的なコントロールを与えられ、そのコントロールには、その目的のための公金からの支出、監督者と教師の指名と教育プログラムのデザインが含まれなければならないとされたのである。[113]

マエ対アルバータ事件の後、マニトバ州公立学校法照会事件（1993年）では、カナダ最高裁判所は、フランス語の学校に関わるマニトバ州法を無効とした。というのも、それは、フランス語の生徒の親に、フランス語教育に対する運営とコントロールをなさしめる条項を有していなかったからであった。カナダ最高裁判所は、マニトバ州に潜在するフランス語の生徒の数は、最小で5617人であり、可能性として、その数がそれより多い場合もあり得る、とした。カナダ最高裁判所は、その数は、最小の数を基礎にしてでさえも、フランス語使用者の親の独占的な運営と管理に服した独立のマニトバ州フランス語言語学校審議会の設立を保障するものであると判示した。[114]

アーズノー・キャメロン対プリンス・エドワード・アイランド州事件では、1982年憲章23条の数の基準が、フランス語使用者の親の主張するようにサマーサイドにフランス語の学校を設立することを要請するかどうか、あるいは州の教育大臣の主張するように、28キロメートル離れた現存するフランス語の学校にバス通学サービスを供給することで十分に満足されるかどうかが問題となった。[115] サマーサイドの新たなフランス語学校に登録をする予定の生徒は49人に過ぎず、提案されたバスサービスは、郊外に住む英語学校の生徒のバス通学距離の平均よりも短い距離のものであった。それにもかかわらず、カナダ最高裁判所は全員一致で親側を支持し、サマーサイドにフランス語学校を作ることを命じた。その理由は、以下の通りであった。現在判明しているフランス語学校の入学予定者数に基づいて判断するのは誤りである。というのも、もし学校が設立されれば、その要求は増える見込みがあるからである。1982年憲章23条の数の基準は、「（現在）判明している要求と、そのサービスを利用

する潜在的な者の数の間のどこかである」[116]。

なお、州の教育大臣は、100人より生徒数が少なければ、およそどのような学校も、カリキュラムの必要条件の満足や、教員を供給することが困難であると主張した。しかし、カナダ最高裁判所は、この主張をしりぞけ、以下のように判示した。「多数派言語を使用する生徒の必要性によって設けられた教育上の要求は、少数派言語生徒にとって適正な文化的言語的重要性を切り捨てるためにあてはめることはできない」。またカナダ最高裁判所は、フランス語話者の繁栄と維持は、1982年憲章23条の趣旨であって、サマーサイドにフランス語の学校を設立することによって最善に実現されるので、そのような学校の設立を命じる、と判示した[117]。

教育は、言語の維持・再生産の上で最も重要な位置を占める。それが、どのような法律によっても優越されない、憲法上の規定によって詳細に定められているということは、その主体である言語共同体の維持・再生産の手段そのものを集団的言語権として保障することに他ならない。

注

(1)　栗田佳泰「言語権の憲法学的考察～カナダ憲法判例を素材に～(一)」九大法学第87号(2004)270頁参照。

(2)　この点につき、カンガスは、人権概念そのものに「第三世代の人権論」による拡張を行い、人権性を認める。キムリッカは、そのような拡張を行わず、「民族文化的正義」の要請などから、人権概念と緊張するどころか、むしろ補完的に必要なものであると主張する。どちらも有力と思われるが、人権概念に根本的な拡張を図らない点で、キムリッカの主張が妥当ではないか、と考えている。同上275頁参照。

(3)　佐々木雅寿「先住民族の権利および自治政府とカナダ憲法」比較憲法学研究第13号(2001年)79～81頁参照。

(4)　多元的言語権と④は、内容としては重なる部分があるが、多元的言語権は一定の要件を満たす少数派言語共同体に属するすべての個人が有するのに対して、集団的言語権としての④は、特定の言語共同体が集団として把握する点で異なる。

(5)　前掲(注1)270頁参照。

（6） Fernand de Varennes, "L'article 35 de la Loi constitutionnelle de 1982 et la protection des droits linguistiques des peoples autochtones" (N. J. C. L. vol. 4)(1994). この点については別の機会に詳察したい。

（7） 佐々木雅寿『現代における違憲審査権の性格』（有斐閣・1995年）23～42頁参照。

（8） 1839年のいわゆる「ダラム報告」では、フランス語はいずれ消滅すると目されていた。木村和男編『新版世界各国史カナダ史』（山川出版社・1999年）144・145頁参照。

（9） P. W. Hogg, *CONSTITUTIONAL LAW OF CANADA* loose-leaf ed. (Toronto:Carswell,2001) at 53-2.

(10) 長内了「権限配分にみられるカナダ連邦制度の特色」比較法雑誌第7巻3・4号（1973年）247・271頁参照

(11) これらの条文の訳語は、中村英執筆部分「カナダ」『解説世界憲法集第4版』樋口陽一・吉田善明編（三省堂・2001年）に依った。

(12) *Devine* v. *Que.* [1988] 2 S.C.R.790 ; *R.* v. *Beaulac* [1999] 1 S.C.R. 768.

(13) Hogg, *supra* note 9 at 53-2.

(14) P. W. Hogg, CONSTITUTIONAL LAW OF CANADA 4ed. (Toronto: Carswell, 1996) at 387.

(15) *Jones* v. *A.G.N.B.* [1975] 2S.C.R.

(16) *R.* v. *Murphy* (1968), 69D.L.R. (2d) 530 (N.B.C.A.).

(17) Hogg, *supra* note 9 at 53-3 ; the *Constitutional Act,* 1982. ss 16-20.

(18) Hogg, *supra* note 14. Chapter 17.

(19) Hogg, *supra* note 9 at 53-3.

(20) *Ibid.*, at 53-4.

(21) カナダにおいては、州法を含めた法律の合憲性が問題となった場合、適切な法務総裁が訴訟当事者となることを要件として、違憲判決は、一般的効力を有すると解されているようである。前掲（注7）93頁参照。

(22) 言語使用を規律する権限は、州・連邦間の権限配分に依存する。ディバイン対ケベック法務総裁事件判決を参照。*Devine* v. *Que.* [1988] 2 S.C.R.790.

(23) *Ibid.*

(24) *Ford* v. *Quebec* [1988]1S.C.R. 712. 748.

(25) *Ibid.*, paras. 73-74.

(26) *Devine* v. *Que.* [1988] 2 S.C.R.790-795.

(27) the Quebec Charter of Human Rights and Freedoms, s. 10.「何人も、肌の色、性別、性的趣向、市民的地位、宗教、政治的信条、言語、民族あるいは国家的出身、社会的条件、障害者であるかその障害を軽減す

るためのあらゆる措置をとるという事実に基づいた区別、排除、あるいは選好(preference)の対象となることなく、人権と自由を完全かつ平等に承認され行使する権利を有する。差別とは、そのような権利を無意味にし、あるいは損なう効果を持つ区別、排除、あるいは選好を意味する」。

(28) the Quebec Charter of Human Rights and Freedoms, s. 3.「何人も、良心の自由、信教の自由、意見の自由、表現の自由、平和裏に集会する自由、結社の自由を含む基本的権利を有する」。

(29) 刑法分野であると認められた場合は、連邦権限管轄となる。1867年憲法法91条27号参照。

(30) *Ford* v. *Quebec* [1988]1S.C.R. 712.

(31) the Quebec Charter of Human Rights and Freedoms, s. 9.1.「基本的自由と権利の行使には、民主主義的価値、公の秩序、ケベック市民の公共の福祉(the general well-being)に対する適切な配慮をしなければならない」。

(32) *Devine* v. *Quebec* [1988] 2S.C.R. para. 27.

(33) Hogg, *supra* note 9 at 53-24.

(34) *Ibid.*

(35) Hogg, *supra* note 9 at 53-5.

(36) *Ibid.*

(37) *Ibid.*

(38) 1867年憲法法133条はケベック州における制定法についても英仏両言語による立法の義務を課すが、有効性に曖昧な点がある場合はフランス語版を優先させる法律上の要請が存在する。また、1982年憲法法18条2号はニューブランズウィック州にも同様の義務を課している。*Ibid.*

(39) *The King* v. *Dubois* [1935] S.C.R.378.

(40) Hogg, *supra* note 9 at 53-6.

(41) *Ibid.*

(42) *Ibid.*

(43) Hogg, *supra* note 9 at 53-6 ; *Jones and Maheux* v. *Gamashe* [1969] S.C.R. 119.

(44) *Ibid ; The Queen v. Compagnie Immpbilière BCN* [1979]1S.C.R. 865.

(45) Hogg, *supra* note 9 at 53-7.

(46) *Ibid.*

(47) *Ibid.*, at 53-8.

(48) *A.G.Que.* v. *Blaikie* [1979] 2S.C.R. 1016, 1023.

(49) Hogg, *supra* note 9 at 53-8.

(50) *Ibid.*

(51) 1870年マニトバ州憲法23条の文言は、以下のとおりである。
「何人も、立法府の両院での議論において、英語とフランス語の両方を使用することが出来る。そして、これらの院の議事録および刊行物には、これら両言語が使用されていなければならない。また、何人も、1867年ＢＮＡ法によって設置されるすべてのカナダの裁判所あるいはこの州の裁判所においてあるいは発せられる訴答書面または令状について、これらの両言語の両方を使用することが出来る。なお、この立法府の法律は、これらの両言語により印刷され刊行されなければならない」。
Ibid., at 53-9;S. M. 1890, c. 14.

(52) 前掲（注８）184～187頁参照。

(53) 前掲（注１）272・273頁参照。

(54) S. M. 1890, c. 14.

(55) Hogg, *supra* note 9 at 53-10.

(56) *Ibid ; Attorney General of Manitoba Man.* v. *Forest* [1979] 2S.C.R. 1032.

(57) *Re Manitoba Language Rights* [1985] 1S.C.R. 721.

(58) *Ibid.*, 721-726.

(59) the Supreme Court Act, R.S.C. 1970, c. S-19, s. 55.

(60) *Re Manitoba Language Rights* [1985] 1S.C.R. 744-745.

(61) 詳しくは、前掲（注７）27～42頁参照。

(62) こうしたマニトバ州法改正命令は、期間延長のために1992年までに三度出されている。Hogg, *supra* note 9 at 53-11.

(63) これは、カナダにおける実質上の将来効判決の採用事例ともいわれる。前掲（注７）92・93頁参照。

(64) Hogg, *supra* note 9 at 53-11-15.

(65) *Ibid.*

(66) *Ibid*, at 53-15.

(67) *A.G.Que.* v. *Blaikie* [1979] 2S.C.R. 1016.

(68) Hogg, *supra* note 9 at 53-16.

(69) *A.G.Que.* v. *Blaikie* [1979] 2S.C.R. 1029.

(70) *MacDonald* v. *City of Montreal* [1986] 1S.C.R. 460.

(71) *Ibid.*, 500.

(72) *Ibid.*

(73) *Société des Acadiens* v. *Association of Parents* [1986] 1S.C.R. 578.

(74) Hogg, *supra* note 9 at 53-17.

(75) *Société des Acadiens* v. *Association of Parents* [1986] 1S.C.R. 574-

575.

(76) *R.* v. *Beaulac* [1999] 1S.C.R. 768. para. 25.

(77) *Ibid.*, 768.

(78) *Ibid.*, para 21.

(79) *Ibid.*, paras 24-25.

(80) *Ibid.*, para 23.

(81) Hogg, *supra* note 9 at 53-17.

(82) *Ibid.*, at 53-21.

(83) *Ibid.*, at 53-22 ; *MacDonald* v. *City of Montreal* [1986] 1S.C.R. 460, 496.

(84) Hogg, *supra* note 9 at 53-22.

(85) *Ibid.*

(86) *Ibid.*, at 53-23.

(87) Hogg, *supra* note 9 at 53-24 ; British Columbia Terms of Union, R.S.C. 1985, Appendix Ⅱ, No. 10,s. 10;Prince Edward Island Terms of Union, R.S.C. 1985,Appendix Ⅱ, No. 12. なお、1867年憲法法93条の与えた宗派学校の保護は、1997年の憲法修正布告(1867年憲法法93条A)により、ケベック州には適用されない。Can. Stat. Instrument, SI 97-141.

(88) Manitoba Act, 1870, R.S.C. 1985, Appendix Ⅱ, No. 8, s.22 ; Alberta Act, R.S.C. 1985, Appendix Ⅱ, No. 20, s. 17 ; Saskatchewan Act, R.S.C. 1985, Appendix Ⅱ, No. 21, s. 17.

(89) Hogg, *supra* note 9 at 53-24.1.

(90) *Ibid ; Ottawa Roman Catholic Separate School Trustees* v. *Mackell* [1917] A.C. 62.

(91) *Ibid.*, 69.

(92) Hogg, *supra* note 9 at 53-25.

(93) *Ibid.*

(94) *Ibid.*

(95) the *Constitution Act*, 1982. s. 23.

(96) この権利は、学校審議会の指揮に服し得ないものとされる。Hogg, *supra* note 9 at 53-26 ; *Re Education Act* (*Ont.*) (1984) 47 O.R. (2d)1, 30.

(97) *Ibid.*, 50-51;Hogg, *supra* note 9 at 53-26

(98) この権利は、両親に認められる。*Ibid ; Re Education Act*(*Ont.*) (1984) 47 O.R.(2d)1, 29.

(99) Hogg, *supra* note 9 at 53-26.

(100) *Ibid.*
(101) *Ibid.*
(102) 1982年憲法法59条は、1981年11月5日の憲法合意の内容には無かったが、カナダ首相と九人の大臣達の賛同によって短い結語として加えられたものであった。*Ibid.*
(103) *Ibid.*
(104) *Ibid.*
(105) *Ibid*; *Attorney General of Quebec* v. *Quebec Protestant School Boards* [1984] 2S.C.R. 66.
(106) Hogg, *supra* note 9 at 53-28.
(107) *Ibid.*
(108) *Mahe* v. *Alberta* [1990] 1S.C.R. 342.
(109) *Ibid.*, 362.
(110) *Ibid.*, 342.
(111) *Mahe* v. *Alberta* [1990] 1S.C.R. 342, 366.
(112) *Ibid.*, 378.
(113) *Ibid.*, 388-389.
(114) *Re Public School Act(Man.)* [1993] 1S.C.R. 839.
(115) *Arsenault-Camelon* v. *Prince Edward Island* [2000] 1S.C.R. 3.
(116) *Ibid.*, para. 32.
(117) *Ibid.*, para. 38.

四　結語

1　憲法に言語権規定をおく意味

多元的言語権は、何人のどのような言語についても認められる内容を持つと考えられるため、言語多元主義的色彩を有する。他方、集団的言語権は、言語的差異を容認しないような言語的普遍主義との対抗関係から、言語的地域主義的色彩を有する。カナダ憲法は、英仏両言語について平等の取り扱いのなされるべき場面、また、両言語の教育に関し、具体的な定めを置いている。しかし、カナダ連邦において、フランス語共同体は、英語共同体と勢力を二分するほどの存在ではない。英語共同体に比べれば、あくまで少数者に留まる。このことから、これら言語権は、

単純に英仏両言語使用者の規模に応じて便宜的に設けられた制度ではなく、あくまで英仏両言語がカナダの創設者の言語であるという歴史的事情から、公用語共同体としての地位を憲法上保障した言語的地域主義的なものであり、集団的言語権であるといえる。

カナダ憲法上の言語権は、その内容から以下の三つに類型化できる。

① 1867年憲法法91・92・93条の定める、州及び連邦に配分された立法事項に付随する言語に関する立法権限

② 1867年憲法法133条及び1982年憲章16ないし22条の定める、英仏両言語共同体の公用語共同体としての権利

③ 1982年憲章23条の定める、英仏両言語のうち、どちらか一方を一定の条件の下で親が子供に学ばせる権利

①の立法権限は、政府の多数派が特定の言語共同体と一致する限りで、集団的言語権として機能する。これは、対象となる言語の特定が条文上なされておらず、立法権限の一内容である点で、他の集団的言語権とは区別される。カナダ憲法典中には、州及び連邦に配分された立法事項に付随するものとして言語に関する立法権限は取り扱われているが、このことは、言語が重要な関心事であることを意味する。言語に関する立法権限の所在が明らかでないか、問題となっていないような国家において①の立法権限は、政府の多数派を占める言語共同体の排他的な独占の下にあるといえる。①の立法権限によって定立された言語に関する立法は、1982年憲章2条(b)の「表現の自由」(適用除外の場合を除く)や、②の言語権に抵触する場合、フォード対ケベック法務総裁事件、ディバイン対ケベック法務総裁事件、マニトバ言語権照会事件において判示されたように、違憲無効となる。

②の言語権は、特定の場面において、英仏両言語が公用語として使用する義務を特定の州及び連邦に課す。このうち、1867年憲法法133条について、マクドナルド対モントリオール市事件及びアカディアン協会対両親会事件では、公用語たる英仏両言語のうち、どちらか一方を使って

いれば同条の要求を満足するものと判示されていた。仮に刑事被告人が裁判所で使用されている言語を理解しなかった場合は、通訳が付される権利を規定する1982年憲章14条の問題となるにしても、1867年憲法法133条の問題とはならないと解されていたのである。しかし、傍論ではあるにせよ、近時のボラック事件判決において、憲法上の言語権の解釈はその文言に忠実に狭くなされるべきではなく、カナダの英仏両言語共同体という、公用語共同体の保護と発展のために積極的に解釈すべきであると説かれ、その可能性は開かれた。この変化は、単なる制度上の規定であると解釈されていたものが、集団的言語権であるとしてより深い淵源に関連付けられ、内容が豊かにされつつあることを意味しよう。

③の言語権は、英仏両言語共同体の維持・再生産の直接的な手段を保障している。この条文で保障される集団的言語権は、マエ対アルバータ事件で明らかになったように、一定の要件を満たす子供の数に応じて、具体的な内容を持ち、かつ柔軟な対応によって、連邦全体の英仏両言語使用者の育成を最も実効的な形で保障するものである。

②及び③の言語権は、表面的には、現在、カナダ連邦の絶対的多数派を占める英語使用者と相対的多数派であるフランス語使用者の便宜を図るために設けられた制度にすぎないように思われるかもしれない。しかし、実際の運用を見ていくと、英語共同体とフランス語共同体という公用語共同体の、現在だけでなく将来に渡る発展を目的とした集団的言語権であることが分かる。

なぜ、英語共同体とフランス語共同体にのみ、②及び③の言語権が与えられたのであろうか。その理由は、イギリス系・フランス系移民集団によって、カナダ連邦が創設されたという歴史的背景にある。カナダ最高裁判所の判示するところによれば、この英仏両言語共同体の言語権は、「政治的妥協の産物」なのであって、人権などの普遍的な概念から導き出されるものではない。カナダにおいては、フランス系移民の後に、英語系移民が多数移住してきたという経緯があり、また、フランス系移民

の到来する以前には、いわゆる先住民族が存在していたという歴史的事実がある。それらの言語共同体の差異性を認め、その差異ゆえに分離するのではなく、包含し統合するために、集団的言語権は存在するのである。

2　日本への応用可能性

多言語社会は、言語共同体が重層的に混在する社会である。それら言語共同体は、歴史的背景あるいはその他の特殊事情から、主流派言語共同体との関係で一定の主張をする正当性を有する集団と、それ以外の集団に分けることができる。前者は、集団的言語権を主張し得る言語共同体であり、カナダのケベック州フランス語共同体、その他の先住民族言語共同体、日本のアイヌ民族言語共同体などがその例に挙げられよう。後者は、社会権的言語権のみを主張し得る言語共同体であり、移民や外国人集団などである。集団的言語権は、特定の言語共同体に対してのみその言語を維持・再生産する能力を与えるものであるが、その他の言語共同体に属する者の主流派社会への同化は無条件に正当化されるものではない。言語の固有の価値は、普遍性を有するのである。そこで、国家の最低限度の支援義務などを何人のどのような言語についても要求する多元的言語権が、多言語社会の統合を図るもう一本の柱として必要となる。

カナダにおいては、言語の地位が政府の多数派交代劇によって左右されないように、特定の言語を公用語として使用すべき場面を憲法上規定し、それに違反した法を厳しく排除している。また、言語の維持・再生産に必要な教育に関する言語権も、憲法中に書き込まれており、その限りで立法者の特定の言語共同体に対する敵対的行為を排除する。それは、ケベックフランス語憲章の一定の条文及びマニトバ公用語法が、地域的多数派の意思を破り、カナダ最高裁判所によって否定されたことにも端的にあらわれている。

以上のようなカナダから、日本はどのような示唆を得ることができるだろうか。

日本において、日本語を公用語として定め、その法的地位を規定するような法的文書は、ない。カナダは、英仏両言語を公用語とする二言語主義国家である。

言語的中立性は、どちらにあるのだろうか。政府が言語に干渉しない、という意味なら、それは日本にある。カナダは、英語とフランス語を他の言語よりも優越的に取り扱っており、その意味では言語的に無徴ではない。この意味で仮に言語的中立性がなかったとしても、それが即座に特定の言語共同体の単一言語主義を必ずしも帰結しないことは、カナダの例を見れば明らかである。むしろ、多言語国家において、言語権規定を憲法典中に挿入することは、特定の主流派言語以外の言語を承認し、もって社会統合を実現するための手段といえる。多言語国家において、言語権規定を憲法典中に有さないということは、実際には、特定の主流派言語共同体の言語のみが国家に承認されているという事実を意味するにすぎず、そのような地位が公正な言語集団間競争の結果であることを意味するものではない。

しかし、日本も多言語国家である。つまり、日本においても、集団的言語権を憲法上認めるべき言語共同体が存在する。

まず挙げられるのは、アイヌ民族である。彼らは明治期に推進された同化主義政策の被害を受け、いまや壊滅に近いような状態であるといっても過言ではない。しかし、本稿でも述べたように、アイヌ民族の独自性は広く認められているところである。そして、いわゆる「アイヌ文化振興法」によって、財政支援を既に受けている。もっとも、言語の維持・再生産のためには、財政的支援だけでは不十分である。それ以上の何らかの集団的言語権が付与されるべきである。もっとも、本稿で取り上げたカナダ憲法典中の言語権は、英語共同体とフランス語共同体の平等の地位を定めたものである。日本におけるアイヌ語は、カナダにおけるフ

ランス語と勢力的な違いを有する。これらを直接に比較することはできない。しかし、カナダ憲法典中の言語権は、実質上、「民族的マイノリティ」としてのフランス語共同体の集団的言語権として機能する[(1)]。そして「民族的マイノリティ」には、先住民族が含まれる。したがって、間接的ではあるが、カナダ・ケベックを日本・アイヌと比較可能であると思われる。

①の立法権限は、カナダの州権主義的な連邦制度を前提とする集団的言語権である。アイヌ民族の多く定住する地域の政府に①の立法権限を与えることは、現在の地方自治制度を前提とすると、考えにくい。

しかし、特定の言語共同体が存在する地域において、②の言語権の付与は、日本においても有用なアプローチであると思われる。これについては、アイヌ民族だけでなく、沖縄県の琉球人も同様に考える余地がある。したがって、北海道及び沖縄県の自治体政府に対して、アイヌ語や沖縄語を自治体使用言語として使用すべき旨を憲法でもって定めるアプローチが、集団的言語権を認める立場からは、適切であると思われる[(2)]。

言語教育に関して、複数の言語が並存する場合、常にそれらが勢力的に均衡しているとは考えにくく、少数派が存在することになる。仮にアイヌ語が北海道の自治体使用言語の一つとなった場合、北海道内においてもアイヌ語使用者数は一定ではないので、状況に応じたアイヌ語教育を行うことになる。その際、1982年憲章23条の「スライド制」は、複数の言語共同体の平等を図るための教育権として、参照に値すると思われる。

本稿の冒頭で、日本における多言語状況が法的には可視化されていないことに警鐘をならした。表見的な言語的中立性—実際には、日本語共同体に偏る—を放棄して、憲法典中に特定の言語共同体の集団的権利を認めることを、考えてもよいのではないか。それは、近い将来に迫りつつある多言語社会の統合を図る上で一つの有力なアプローチとなり得よう。

残された課題としては、カナダにおける多元的言語権の精査が挙げられる。集団的言語権は、あくまで個人の権利に対して補完的な地位を占めると解すべきであり、第一次的には、多元的言語権が重要であると考えられるからである。もっともそれらのうち、伝統的・個人主義的人権概念の一側面でしかないものは、言語権として独自に語る意義は薄い。しかし、言語の固有の価値を積極的に評価する観点から、従来の人権の解釈を点検することは、有意義なものとなろう。例えば、カナダにおいて、通訳が付される権利の内容は相当に充実しており、日本にも示唆的である。(3)

言語は、個人のアイデンティティに深く関わるものでありながら、集団の中でしか維持し得ない。自己の属する言語共同体が、国家の中でどのような位置を占めるか。それが少数派言語共同体であれば、一つの国家に一つの言語の存在しか前提とされなかった時代においては、当然のように主流派言語共同体への同化が要求されただろう。今日の多言語社会においては、国民であることが、国語使用者であることを必ずしも意味しないし、意味すべきでもない。集団的言語権という概念なくして、歴史的背景あるいは特殊事情を持つ特定の言語共同体と主流派言語共同体との間に公正な社会統合を築くことは不可能である。

注

（1） 栗田佳泰「言語権の憲法学的考察～カナダ憲法判例を素材に～（一）」九大法学87号（2004）269～272頁参照。

（2） 先住民族であるアイヌ民族や琉球人と同一には考えられないが、特殊事情を有し特定の地域に集住・定住する言語共同体として、北方領土返還後のロシア系住民についても言語権を論ずる余地がある。在日朝鮮人は、特定の地域に集住・定住する言語共同体であるとはいえない。その点で、言語地域主義的要請である集団的言語権を享有しない。しかし、彼らは、日本政府による強制移住などの事実から、同意ある移住者たる移民や、その他の外国人とは異なる特殊事情を有する集団であるといえる。移民や、その他の外国人の言語は、言語多元主義的要請から多元的言語権を保障されるが、在日朝鮮人の言語については、その特殊事情から、それよりも充実

した特別の言語権が保障されるべきであろう。

(3)　刑事被告人が裁判所の使用言語を解さない場合、通訳が付されることが厳格に要求される。一定の条件を満たす通訳が付されなかったと裁判所により判断された場合、刑事被告人の再審請求は認められる。*R.* v. *Tran* [1994] 2S.C.R. 951.